九州共立大学経済学部紀要

第119号

2010年1月

目 次

リカードウにおける資本蓄積と労働生産力	遠藤	哲 広…	(1)
Die selbständige Freiheit der Erscheinung beim späten Fichte Eine Untersuchung des 19. und 20. Vortrags in der Wissenschaftslehre 1811		泰 弘…	(13)
Efforts to Rescue Children from Poverty in the United States ······	ダニエル	・ドローキス・・・	(23)
中日私学教育政策についての比較研究その一 立法精神及び監督制度からの検討	靳	君…	(31)
△到·田徽市 ·李婉	≓ % ∥	· 曲·击	(41)

リカードウにおける資本蓄積と労働生産力 遠藤哲広

"Ricardo on Capital Accumulation and Productive Power of Labour,"

Tetsuhiro Endou

1. はじめに

リカードウの理論体系はまず、三階級三分配分論として捉えられ、さらに新しい研究者らに よって資本蓄積論と捉える解釈が提示された。

中村廣治氏は言う。

「リカァドゥ体系は、価値論にもとづく三階級・三分配分論の静態および動態分析として捉えられるのが通例である。このほとんど定説とも目すべきリカァドゥ把握にたいして、吉澤芳樹・ 羽鳥卓也・富塚良三氏らは、それぞれこれを資本蓄積論の体系として把握する注目すべき成果を提示された。本書はこの分析視角をリカァドゥ体系の生成過程のうちから実証することにつとめ、それが、すぐれて、資本蓄積の誘因たる一般的利潤率・資本蓄積のファンドたる利潤の確定を目的とする理論体系としてとらえられるべきゆえんをあきらかにするものである。この意味において、リカァドゥ体系は、利潤という分配範疇の規定を焦点とする再生産=蓄積の体系として特徴づけられるであろう。」(1)

あるいは、羽鳥卓也氏は言う。

「リカードウの主著『経済学および課税の原理』に展開されている経済学の体系は、資本の蓄積が賃銀労働者・資本家・地主の三階級の間への富の分配関係に対していかなる影響を及ぼすか、またそれによって生ずる所得諸範疇の変動が逆にその後の資本蓄積の進展に対してどのように反作用するかといった問題を解明することに中心課題を見出していた。」(2)

ここで問題としたいのは、リカードウにおけるその資本蓄積の内容である。というのは、リカードウは資本蓄積=資本増大の方法を二つ提示しているからである。たとえば、賃金論の章で、リカードウは次のように言う。

「資本は、一国の富のうち生産に使用される部分に他ならない。そして、労働を実行するのに 必要な食物、衣服、道具、原料、機械、等から成っている。

資本は、その価値が増加するのと同時に分量が増加することもあろう。一国の食物と衣服に対する追加が行われるのと同時に、その追加量を生産するのに以前よりも多くの労働が必要とされることもあろう。その場合には、資本の分量が増加するだけでなく、価値も増加するだろう。

あるいは、資本は、その価値が増加することなく、場合によっては、その価値が実際に減少している間に、その分量が増加することもあろう。単に一国の食物と衣服に対する追加が行われ

るだけでなく、その追加が機械の助力によって行なわれることもあろう。その場合、それらの物を生産するのに要する比例的労働量は少しも増大することなく、絶対的に減少する場合すらある。資本の全合計も、またどの一部分も、以前より大きな価値を持つことなく、実際には価値が減少しているのに、資本の分量が増加することもあろう。」(3)(下線引用者、以下同様)

そして幾らか前提条件を変えつつも、第7章・外国貿易論ならびに第20章・「価値と富について」など、『原理』で何度か同じタイプの議論が散見されるのである。基本となる賃金論の章では、上記で見たように、リカードウは、資本を増大させるには二つの方法があり、この二つの方法によって資本が増大し、蓄積元本が生成される、というように考えていた。そこで、第一に生産的労働者の増大、それにもとづく劣等地耕作の進展による穀物価格の騰貴、それゆえ資本の分量のみならず価値の騰貴する事態を想定している。第二は労働生産力の上昇。それゆえ資本は価値が減少している時に分量が増大する。資本価値減少は、新生産方法による商品価値減少が既存の商品(=資本)にまで波及するからである。

つまり、賃金論の章における資本増大の二つの方法とは、第一に生産的労働者の増大によるもの、第二に労働生産力の上昇によるものなのである。

後に詳しく検証するが、外国貿易論の章でも二つの資本蓄積方法が示される。第一の方法は収入の増加による蓄積元本の増大=外国の安い穀物の輸入による賃金率低下=利潤率騰貴にもとづく生産的労働者の雇用、第二は労働生産力の全般的な改善による消費の物的不変・価値的削減にもとづく蓄積である。つまり、賃金論の章と外国貿易論の章では、基本的に同じ議論が展開されており、資本増大=資本蓄積には、二つの方法があり、第一の方法が生産的労働者の増大であり、第二の方法が労働生産力の増大であることがリカードウによって説明されている。

それゆえ、本稿で問題とするのは、第一の方法と第二の方法との相互関係なのである。現実の 資本蓄積過程では、両者は個々バラバラに進展するのではなく、密接に関連しながら、進展する ものとリカードウは考えていたはずだからである。その確たる証拠は、従来まったく引用され てこなかったが、価値論の章にある。

ところが、従来の解釈は、リカードウにおける資本蓄積の第一の方法に偏りすぎていたように思われる。そこでは、資本蓄積とは不生産的労働者の生産的労働者への転化による生産的労働者の増大、あるいはよりリカードウ資本蓄積論の体系にとって本質的には、――ということは、人口増大=劣等地耕作の進展との関連が明確になる議論という意味だが――未成年が成人になることによる生産的労働者の増大、つまり未成年が成人になり労働者として家族をやしなう賃金が支給されるようになると、家庭の喜びは大きいから人口増大が起き食料需要の増大は劣等地耕作を進展させ、穀物価格の騰貴を生み、地代を増大させるが、同時に賃金を上昇させることで利潤を減少させ、ひいては利潤率を下落させるので、資本蓄積が滞り、経済の発展はブレーキをかけられる。そうならないために政策として必要なのは海外からの安い穀物の輸入であった。その議論自体は、リカードウの時論に対する明確なポジションを示し、資本蓄積論としての最重要な議論の一つなのは間違いない。

しかし、それでリカードウ資本蓄積論に関する問題が全て解決したのではない。なぜなら、リカードウ自身は第二の方法での蓄積こそ、より望ましいと再三明言しているのであり、そこには看過できない問題が潜んでいるはずだからである。第二の方法とは、労働生産力の全般的な改善であり、それにもとづく資本の増大が蓄積元本を生み出す、という議論である。もしかする

と、この第二の方法がまじめに取り上げられてこなかったのは、たとえば、リカードウ研究者らが次のように考えているためかもしれない。すなわち、生産力の増大を生み出す技術革新は外生的なものである。リカードウは経済学の原理として、資本蓄積の進行による分配分の変化を内生的に追っていき、それが一国民経済にどのような影響を与えて行くのか、それを問題としているのであり、経済システムの埒外の外生的なものである技術革新は確かに望ましいとしても、『経済学原理』の対象とはなり得ない。一国民経済にとって重要なのは論を待たないが、外生的条件であるがゆえに排除したのだと。

しかし、筆者はそう考えることに疑問を持つ。なぜなら、リカードウが問題とする生産力の増大=資本の増大=蓄積元本の生成は、全般的=社会的なものだからである。この全般的・社会的生産力の改善は、内生的条件の整備なしには起こり得ない事であり、その条件の整備によってどの程度、外生的技術革新が進むかは規定できないが、蓋然的には市場の拡大、資本の再編によって、社会的生産力の改善が生まれるものと考えられるのである。つまり、リカードウは資本主義経済発展のヴィジョンとして、一定の資本蓄積を前提としての市場を通しての、資本の再編=社会的分業の進展ということに労働生産力の社会的改善というストーリーを見ていた、ということができる。

本稿執筆の動機はそのあたりの事情を明確にする事である。

Ⅱ 資本価値の増大

第7章外国貿易論で、リカードウは、資本蓄積の方法は2つあるという。

「資本が蓄積されうる方法は2つある。それは収入の増大か、消費の減少か、どちらかの結果として貯蓄されうる。もしも私の支出が引き続き同じであるのに、私の利潤が1000ポンドから1200ポンドに引き上げられるならば、私は以前よりも年々200ポンドを貯蓄する。もしも私の利潤が引き続き同じであるのに、私が支出の中から200ポンドを貯蓄するならば、同じ効果が生み出されるだろう。…利潤が20%から40%に引き上げられたとき…彼はその資本に対する20%の利潤のかわりに、40%の利潤を獲得するだろう。だが、もしも彼の収入の支出対象であった全商品が安くなったため、彼および他の消費者が以前支出していた1000ポンドごとに、その中から200ポンドの価値を貯蓄できるとすれば、彼らは一層効果的にその国の真の富を増加させるであろう。一方の場合には、貯蓄は収入の増加の結果として行われ、他方の場合には、支出の減少の結果として行われるであろう。

もしも、機械の採用によって、収入の支出対象であった商品の大部分の価値が20%下落するならば、私は私の収入が20%引き上げられた場合と同じく効果的に貯蓄することができるだろう。」⁽⁴⁾

リカードウによると、資本蓄積には二つの方法がある。収入の増大と、消費の削減である。第一の収入増大の前提は、利潤率の騰貴であった。ここでは、リカードウは安い外国産穀物の輸入(あるいは、農業における技術革新)によって、賃金率が下がり、利潤の増大かつ利潤率の上昇により、蓄積元本が増え、蓄積を増大させることを念頭においている。

第二の方法は全般的生産力の増大である。

「もしも彼の収入の支出対象であった全商品が安くなったため」 あるいは 「収入の支出対象であった商品の大部分の…下落」

という文章から明らかだが、一産業部門ではなく、これは労働生産力の社会的改善である。すなわち、従来消費していたすべて、あるいは大多数の商品について物的数量がより少ない価値でまかなえるので、消費の価値的減少によって蓄積元本を捻出する方法である。

重要なのは、リカードウの政策論的主張の眼目である自由貿易にもとづく安い外国産穀物の 輸入、それゆえ利潤の増大=利潤率の上昇にもとづく資本蓄積である第一の方法よりも、第二 の方法こそ、望ましいと考えていることである。

同様の議論を実は「第20章価値と富、両者を区別する特性」でも、明示的にリカードウは述べている。ここでは、リカードウは富を増大させる二つの方法を論じている。リカードウにとっての資本は「一国の富のうち生産に使用される部分であって、富と同じ方法で増加させることができる」のであるから、この章で論じている富を増大させる二つの方法は実質的には、資本を増大させる二つの方法と同じ議論である。この章における富(資本)を増大させる第一の方法は、外国貿易の章と同じく、収入からの蓄積である。第二の方法は、労働生産力の全般的な改善である。なぜ第二の方法が取られるべきか、リカードウは言う。

「後者の方法が選好されなければならない。なぜなら、この方法は、第一の方法に伴わざるを 得ない享楽品の欠乏や減少を引き起こさずに同一の効果を生ずるからである。」⁽⁵⁾

第一の方法と第二の方法では、なにが違ってくるのか見てみよう。

第一の方法による資本の増大とは、収入からの蓄積であった。自由貿易により、外国産の安い穀物が国内に入り、賃金率の下落が利潤の増大、さらには利潤率の上昇を引き起こす訳であった。このとき、蓄積により資本価値増大、輸入された安い穀物により労働の自然価格下落、となっている。つまり、労働の自然価格<労働の市場価格である。労働者は豊かな生活を手にするだろうか。答は、NOである。なぜなら、「享楽品」の生産量は不変なので、労働者は自然価格以上の賃金を受け取ったとしても、もう一方の階級である資本家の享楽品に対する需要も不変なので、享楽品の価格が上昇してしまい、資金に余裕のない労働者は享楽品を消費できないか、あるいはできたとしても非常にわずかなものとなることだろう。

ところで、第二の方法による労働生産力の全般的改善にもとづく資本の増大ではどうなるのか。まず、資本家の消費の削減にもとづく資本価値増大、生産力の社会的上昇にもとづく労働の自然価格下落、それゆえ労働の自然価格<労働の市場価格となっている。このとき、労働者階級は享楽品を手に入れることができるだろうか。答は、YESである。生産力の社会的上昇によって、享楽品の物量は増大している。資本家は価値が減少した享楽品を以前と同じ数量消費するが、それ以上ではない。享楽品の購入から浮いた価値は蓄積にまわしたからである。それゆえ、自然価格以上の賃金を手にする労働者階級は、このとき享楽品を手に入れることができるようになるのである。したがって、「第二の方法が選好されるべきである」とリカードウは言う。

この「選好されるべき」というリカードウ自身の言い方は、賃金論における次の議論を思い起こさせる。なぜなら、あるべき理想をリカードウは次のように言うからである。

「人類の友が願わないではいられないのは、すべての国で労働階級が安楽品や享楽品に対する 嗜好を持ち、それらのものを入手しようとする彼らの努力があらゆる合法的手段によって刺激 されることである。過剰人口を防ぐには、これにまさる保障はあり得ない。労働者階級が最小の 欲望しか持たず、最も安い食物で満足している国々では、人民は最も酷い浮沈と困窮にさらさ れている。彼らには災難からの避難所がない。彼らは一段と低い地位の中に安全を求めることができない。彼らの地位はすでに非常に低いので、もうそれ以下に落ちるわけにいかない。彼らの主要な生活物資がどれほど不足した場合でも、彼らの利用できる代替品はほとんどない。そこで、彼らにとっての欠乏は飢饉から生じるほとんどすべての害悪をともなうのである。」⁽⁶⁾

以上から、リカードウが第二の方法、全般的労働生産力の上昇を、外国産穀物の輸入よりも、望ましい結果を生むと考えていたことが明確になったと言えよう。

ただ、反論が考えられる。全般的、それゆえ社会的生産力の上昇など仮設的な議論として、提示されたにすぎないと考えることもできるからである。しかし、そうではない。リカードウにとって、資本蓄積との関連で提示される社会的生産力の全般的上昇は仮設的なものではなく、資本主義発展の一つのプロセスなのである。

「資本は、一国の富(=ウエルス)のうちの将来の生産のために使用される部分であって、富(=ウエルス)と同じ方法で増加させることができる。追加資本は、それが熟練および機械の改善から得られようと(=第二の方法による資本蓄積)、より多くの収入を再生産のために使用する(=第一の方法による資本蓄積)ことから得られようと、同じように将来の富=ウエルスの生産において有効であろう。」(**)(カッコ内引用者)

ここでは、先に明らかにしたことだが、資本蓄積は第一の方法である生産的労働者の増加によるよりも、第二の方法である社会的生産力の全般的上昇による方が、望ましいことが明言されている。

では、リカードウにおける社会的生産力の全般的上昇とは、何を意味するのか考える必要があるだろう。そこで注目するのは、上記引用文中の傍線部分であり、追加資本が「熟練および機械の改善」から得られるという文章である。これは明かに、スミスの分業論におけるある文章を想起せしめる。すなわち、

「労働の生産諸力における最大の改善が行われるのは…分業の結果である。」 (8) という主張であり、さらには、分業がなぜ、生産諸力を向上させるのか、スミスは言う。

「分業の結果として、同一人数の人々がなしうる仕事量がこのように大増加するのは、三つの異なる事情、第1に…<u>職人の技巧の増進</u>、第2に…時間の節約、第3に…<u>多数の機械の発明</u>に由来する。」⁽⁹⁾

リカードウは上記の文章を記すとき、スミスの分業論を念頭においていたことはまず、まちがいないと思われる。ということは、リカードウが資本増大の第二の方法として推奨している労働生産諸力の改善とは、それゆえ分業のことだといいうるのである。個別一産業部門における生産力の改善よりもむしろ、社会的分業の推進が各産業の再編を促し、とりわけ生産財産業を確立するなかで、「熟練」が増進し、「多くの機械が発明され」改善され、社会的規模での労働生産力の改善が生まれる。それがもっとも望ましい資本蓄積元本の生成であるとリカードウは考えていたのである。

|||、資本蓄積と労働生産力

次に価値論の章における議論に注目したい。リカードウは価値論では、スミスを批判し、資本 蓄積後の社会でも、労働価値論の貫徹を証明したいと考えていた。それゆえ、商品価値はそれを 生産するのに投下された労働量によって規定され、労働力の価値はそれを再生産するのに必要 とされる諸商品の生産に要する労働量によって規定されるから、利潤は賃金の低下による以外 騰貴し得ない、ということがリカードウの証明したかったことである。では、いかにして、リカ ードウはそれを証明するか。

まず、スミスの言う初期未開社会から話をはじめる。そこではリカードウはすでに資本(=道具)が存在したと述べ、資本導入後も労働価値論は貫徹することを述べて行く。そうして、次にもっぱら道具を生産する部門が生まれた状態、さらには「社会の職業の範囲が拡大」された状態、そして「一層進歩が遂げられ、技術と商業が繁栄している状態」を示している。それらのもとでも、商品の価値はその生産に直接間接に要した労働量であることが説明される。すなわち、社会の発展した状態でも、諸商品の価値は分業されたさまざまな労働の合計になっているにすぎない。逆に言えば、一人一人が個々別々に分離して労働することではなくて、労働が分割されかつ市場を通して結合されることによって、つまり社会的分業によって社会は大きく繁栄すると捉えられている。

こうして、リカードウは社会の発展を分業の進展と捉える。その分業は社会的分業である。分業の進展が労働生産力を上昇させて行く。そのとき、商品は分業労働の産物であり、その分業が進めば進むほど、生産力は上昇しているのである。リカードウが見るのは一貫して、この社会的分業にもとづく労働生産力の上昇であり、それにもとづく社会の発展である。もちろん、その社会的分業が進展するには、その前提として、それぞれの発展段階に対応した資本の蓄積が不可欠であり、それが市場を通して再編されることで、社会的分業が生まれ、とりわけ生産財生産部門が確立し、労働生産力が全般的に改善されて行く。

リカードウはそこを労働生産力の発展として単線的に見るので、換言すれば質的な転化を考えないので、社会的分業が進み社会が繁栄し、さまざまな産業部門が生まれ、流動資本と固定資本の比率についてさまざまな状態が生まれれば、投下労働価値論にもとづく賃金・利潤相反論はその証明に苦戦することにもなる。

リカードウは第1章3節で、資本蓄積によって、職業分化がどう進むか、論じているので、その 議論を一つ一つ見てみよう。

①「初期未開社会」

ここでは、スミスが『国富論』第1篇第6章で規定した「初期未開社会」と同じように、リカードウの「初期未開社会」においても、資本・賃労働という階級分割はなく労働全収の状態である。ただし、スミスとリカードウの両者の「初期未開社会」には、違いもある。リカードウの「初期未開の社会」では、資本=道具は存在するからである。「アダムスミスが言及しているかの初期状態においても、猟師が彼の猟獣を仕留める事を可能にするためには、<u>多分彼自身によって作られ</u>蓄積されたものであろうが、若干の資本が必要だろう。」⁽¹⁰⁾

また、この社会状態は、1821年7月4日付けトラワ宛て書簡によって、さらにその内容を知る 事ができる。

「もし商品の交換ということがなければ、商品が価値を持つ事はあり得ない、と君はおっしゃる。もし、交換価値の事を言っておられるとすれば、私も賛成です。しかし、もし、私が一着の上着を作るのに丸一ヵ月の労働を費やさねばならないとし、他方一個の帽子を作るのにはわずか一週間の労働で足りるとすれば、私がそのどちらも決して交換しないとしても、上着は帽子の

4倍の価値を持っているでしょう。それでもし泥棒が私の家に入って、私の財産の一部を盗むとすれば、私は彼が一着の上着よりも、むしろ3個の帽子を持って行くことを望むでしょう。商品の価値が極めて固有な仕方でその商品の生産に必要な労働量によって評価されるのは、社会の初期段階の交換がほとんど行われていない時で、これはアダムスミスが述べたとおりです。」(11)

上記に見られるように、リカードウは「初期未開社会」では交換がほとんど行なわれておらず、 自給が主で、剰余生産物が市場で交換されるに過ぎない状態と考えている。つまり、「初期未開 社会」は、交換の未発達な状態であり、市場の大きさがごく限定的な状態である。

しかし、そんな状態・社会の中からも、資本(=生産財)の蓄積が徐々に生まれるだろう。

②生産財生産が独立した状態

リカードウはこの状態を「ビーヴァと鹿を仕留めるのに必要なすべての器具は一つの階級の 人々に属し、そしてこれらの動物の捕獲に使用される労働は他の階級によって提供されること があるだろう」(12)と述べる。道具(生産財)=資本による労働生産力の発展は、資本の蓄積を可 能ならしめる。もし仮に、道具の自家生産が10時間を必要とし、生産財部門における道具の生 産が5時間を必要とするにすぎないなら、自家生産は止み、その分生産財生産部門で生産され る道具を購入することになる。道具を自家生産していた資本、つまり道具を自家生産するため の労働者を雇用していた生活必需品ならびに便宜品はこの部門では必要なくなる。一方、道具 の購入が増大したため、生産財生産部門は資本を拡大する必要から、それら労働者の一部ある いはすべてを生産財生産部門で新たに雇用することになる。この部門で雇用されなかった労働 者は、彼らを雇用した資本自体(=生活必需品ならびの便宜品)は存在しており、またかつて道 具を自家生産していた部門は道具を作るより安く道具を購入可能になりその分収入が浮くの で消費か、蓄積を増大させるので、どこか他の部門で雇用されるとリカードウは考える。すなわ ち、資本は利潤率が一定であってさえ、自家生産より生産性の高い生産財生産部門が確立すれ ば、自家生産から生産財生産部門その他へ資本が移動する。こうして市場を通して、資本が再編 成されるのである。つまり、生産財産業の確立は、市場を通して資本を再編成し、社会的分業を 推進することにより、生産力を飛躍的に上昇させるのである。

③「社会の職業の範囲が拡大」された状態

さらなる資本の蓄積を前提に、社会的分業が進み、「ある者は漁労に必要な丸木舟と釣り道具を供給し、他の者は種子と農業ではじめて使用される粗末な機械を供給」⁽¹³⁾し、職業範囲が拡大する。この社会的分業は市場を通して資本を再編成し、生産力を大きく上昇させるだろう。

④「一層の進歩が遂げられ、技術と商業が繁栄している社会状態」

「一層の進歩が成し遂げられ」ということは資本蓄積がさらに進展しということであり、その蓄積が一定程度の高さになると、「技術」と「商業」が繁栄し、市場は拡大している。ここでは、社会的分業が進展しており、生産力は飛躍的に上昇しており、社会は繁栄している。そのような状態では、市場の拡大=社会的分業の進展に基づき、さまざまな労働が広範に結合されている。靴下を考えてみても、「原綿を栽培する土地を耕作するのに必要な労働」があり、「綿花を靴下の製造国へ運搬する労働」があり、そのなかには「綿花を運搬する船舶の建造に投下された労働」の一部が含まれる。さらに「紡績工と織布工の労働」がある。また、「靴下の製造を補助する建物や機械を建造した技師、鍛冶工および大工の労働の一部」がある。そして「小売商」その他もろもろ

の労働が社会的に結合されている。

資本蓄積が一定の高さに達すると、市場を通しての資本の再編=社会的分業が進展しそのため「技術が…繁栄し」労働生産力が全般的に上昇して、「商業」=市場が大きく拡大している。つまり、このような社会的分業の進展は靴下のみならず、あらゆる部門で市場を通しての資本の再編=社会的分業を生み出し、それぞれの技術や熟練が相互に影響し合い、生産力を全般的に上昇させる。あるいはまた、社会的分業の進展は生産財生産部門を確立し、たとえば船などの運搬手段、鉄などの素材、エネルギー、他方面にその技術が応用可能な機械などを専門に生産する部門を生み出し、この部門の生産性の上昇は、社会全体に影響を及ぼす。つまり、社会的生産力の全般的上昇である。

利潤率が一定の高さにありさえすれば、資本蓄積はさらに進展して、市場の拡大と社会的分業の拡大・深化が生まれ、労働生産力は飛躍的に向上し、商品経済は拡大される。社会的生産力の全般的な改善によって、商品の豊富は労働大衆まで浸透する。商品経済の発展=豊かさの深化・浸透とともにその無制限の拡大をリカードウは考える。

潜在欲求の無限を前提にして。

「ある人々はもしもぶどう酒を取得する能力を持つならば、そのより多量を消費するであろう。ぶどう酒を十分に持っている他の人々は彼らの家具の分量を増加させるか、あるいはその品質を改善したいと思うであろう。他の人々は彼らの庭園を飾るか、あるいは彼らの住宅を広げたいと思うかもしれない。これらすべてをあるいはその若干を実行したいという願望は、あらゆる人の胸中に植えつけられている。必要なのはただ資力だけである。そしてこの資力を与えることができるのは、ただ生産の増加だけである。もしも私が食物と必需品を自由になしうるならば、私はまもなく、私にもっとも役立つか、あるいはもっとも望ましいものの若干を所有させてくれる労働者に事欠かなくなるであろう。」(14)

商品経済の発展はこの「願望」実現のプロセスである。広い住宅、高級家具、庭園、ぶどう酒、絹製品、ビロード、その他もろもろの物質に対する人間の願望には限界がない、とリカードウはみる。必要なのは、その物質を作りだすために必要な資力だけである。この資力は、労働と資本からなる。潜在願望は無限だが、資力が足りない。商品経済の発展=資本蓄積と社会的分業の進展は市場の拡大=豊富な商品を実現して来た。「人間の胃の腑を満たす」のには、「一定の資本量で充分である」が、人間は奢侈を追い求めて、物質的豊かさを享受するため進んで行く。そして、それは非難されるべきではなく、「あらゆる合法的手段によって」さえ推奨されるべきことであるし、慣習は変化して行き、ある時点での奢侈も生活必需品になって行く。

また、生活必需品とは異なり、ある時点での享楽品は「浮沈と困窮…からの避難所」として捉えられており、生活状態の悪化はこれら享楽品の消費を制限することになり、労働者の境遇は以前より下がるとはいえ、家族を養うに必要な生活必需品と慣習から必要になっている便宜品はまちがいなく入手可能なのである。

⑤富源の終焉

「退歩的状態は常に社会の不自然な状態である。人間は青年から成長して壮年になり、ついで老衰して死亡する。しかし、諸国民の歩みはこのようなものではない。なるほど、ひとたび最大の活力ある状態に到達した時には、それ以上の進歩ははばまれるだろうが、しかし、幾世代にもわたってその自然的傾向はその富と人口を減らさずに維持してゆくだろう。」⁽¹⁵⁾

商品経済の発展=人間の物質的欲望の成就、その先に「富源の終焉」がある。リカードウによれば、「富源の終焉」が豊かな社会と捉えられていることが、上記の引用から分かるだろう。人間の胸中にある願望の成就を果して来た社会ではあっても、リカードウはそれは健全な発展に過ぎず、「富源の終焉」=自然の限界は造物主が設定した限界であるから、人間がそれ以上の発展を望むことは不可能であるが、到達した発展の豊かさは「幾世代にもわたって、その自然的傾向はその富と人口を減らさずに維持してゆくだろう」と断言するほどに、リカードウは社会における物質文明の追求の健全さに自信を持っていた。

以上まとめると、資本増加の2つの方法として、生産的労働の増加と労働生産力の上昇という2つの方法をリカードウは措定した。それらは理論的には区別される2つの方法だが、現実の社会発展のプロセスでは相互に関連し合い、社会を豊かにして行く原動力となるのであった。資本蓄積が進展して社会的分業が進み、生産財産業が広範に確立し発展した社会は「大製造業国」となり、「大資本が機械に投下されている富裕で強力な国々」となるのである。

それは富源の終焉まで続くが、利潤率の低下により、資本蓄積の進展そのものが阻まれると、市場を通しての資本の再編もまた、終焉を迎え、新たな社会的分業が生まれる余地がなくなる。 社会的分業によって細分化された各産業の中での技術革新は散発的には生まれるかもしれないが、職業分化として生産財産業が確立して社会的な生産力の全般的改善を促すような市場全体を巻き込む革新は消える。

こうして、発展を続けてきた資本主義社会は生産的労働者の増加を阻まれるのみならず、社会的労働生産性の向上への道も阻まれ、それ以上の発展は得られない、定常状態に陥るのである。

IV. おわりに

スミスは国富論の序論で、一国の豊かさの原因を2つあげ、第一に労働生産力の改善、第二に生産的労働者の割合をあげ、第一の労働生産力の改善こそ一国の豊かさにとって最重要であることを述べ、それを第1篇の主題としている。そこでは、労働生産諸力の改善は、分業によってもたらされることが述べられる。第二の生産的労働者の割合については、第2編の資本蓄積論で扱われる。

スミスは分業論において、農業より工業の方が分業に適しており、生産性の向上は工業の方が有利であると述べる。ところが、資本蓄積論を扱う第2編では、農業投資が最も有利であると述べ、スミスは分業論と資本蓄積論では分裂していると言わざるを得ない。

リカードウはスミス資本蓄積論を批判し、投下労働価値論にもとづき、地代の本質を分析し、地代が蓄積元本たりえないことを明らかにした。そうして蓄積動機を利潤率として一般化し、農業投資の優位性を否定した。⁽¹⁶⁾ここにおいて、リカードウは資本蓄積元本としての利潤と、蓄積動機としての利潤率を確定する理論を提示した。

リカードウにあっては、蓄積動機たる利潤率は市場で平均化され、一般的利潤率が成立する メカニズムが資本の流出入から説かれた。ここで、各産業はただ等しい利潤率を成立させるも のとして同等の扱いを受けることになった。

しかし、リカードウはスミスから分業論を受け継ぎ、資本蓄積が一定の高さに達すれば、その

段階ごとに資本の再編=社会的分業の起こることを見て取っていた。その社会的分業はスミスが言うように、工業でより有利に行われるのであり、農業ではその性質上、分業があまり進まないことは自明のことであった。それゆえ、社会的分業は工業でより多く進展し、とりわけ生産財産業を独立させていくのであった。こうして、社会的分業によって、社会的生産力が全般的に上昇を見るのであった。

ここで、リカードウは資本主義社会が近代工業化社会としての方向性を持つことを明らかにした。「大製造業国は…大資本が機械に投下されている富裕で強力な国」なのであった。こうしてリカードウはスミスの分業論と資本蓄積論とを批判的に摂取しダイナミックに統合し、資本主義社会の未来像を示した。資本主義社会の未来は、富源の終焉という資本蓄積がやみ、それゆえ社会的分業という資本の再編を生みえなくなる定常状態までは、工業化社会という方向性を示し、社会的分業にもとづく社会的生産力の全般的改善のため、労働者階級の消費生活を著しく改善するのであった。

(注)

- (1)中村廣治, 1975年, 『リカァドゥ体系』ミネルヴァ書房, i,
- (2)羽鳥卓也, 1972年、『古典派経済学の基本問題』未来社, 245.
- (3) Ricardo.D.1821年、『経済学および課税の原理』([On the Principles of Political Economy, and Taxation)以下単に『原理』と略記。リカードウからの引用はすべてスラッファ編『リカードウ全集』(The Works and Correspondence of David Ricardo, ed. by P. Sraffa)による。本文中の関連個所末尾にローマ数字で所在の巻、アラビア数字で当該ページを付記する。なお、邦訳には対応する原典ページが付されているので、併記を省略する。) I,p.95.
- (4) Ibid.pp.131~132.
- (5) Ibid.p.279.
- (6) Ibid.pp. 100~101.
- (7) Ibid.p279.
- (8) Smith.A.1776年、『国富論』(An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, Cannan ed.,6th. London,1950.[大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫1959年]スミスからの引用は、本文中の関連個所末尾にローマ数字で所在の巻、アラビア数字で当該ページを付記する。なお、邦訳には対応する原典ページが付されているので、併記を省略する) I,p.5.
- (9) Ibid.p.9.
- (10) Ricardo. I, p.23.
- (11)Ricardo.IX,p2.
- (12) Ricardo. I, p. 24.
- (13) Ibid.p.24.
- (14) Ibid.p.292.

- (15) Ibid.p.265.
- (16)羽鳥卓也、前掲書、序論ならびに第一章参照.

Die selbständige Freiheit der Erscheinung beim späten Fichte

Eine Untersuchung des 19. und 20. Vortrags in der Wissenschaftslehre 1811

Yasuhiro Kumamoto

Einleitung:

Die grundsätzliche Aufgabe und Methode der Wissenschaftslehre 1811. Der Weg der Deduktion bis zu "einer selbstständigen Freiheit der Erscheinung sich zu erscheinen"

Bevor ich den 19. u. 20. Vortrag der Wissenschaftslehre 1811 erörtere, fasse ich den Entwicklungsgang dieser Wissenschaftslehre bis zur betreffenden Stelle gedrängt zusammen.

Zuerst über die Methode der Entwicklung der Wissenschaftslehre. Sie wird derart dargestellt: man glaubt "Anfangs [sich] die Aufgabe willkührlich [zu stellen], mit
schaffender Freiheit zu forschen, u. zu denken; am Ende zeigt sich, daß sich dabei
in uns das Bewußtseyn, das nothwendige, nur vollständig entwikelt, nach seinen
nothwendigen Gesetzen"(S.149, Z.24 -). Das ist "die sich selbst Darstellung des Bewußtseyns durch sich selbst"(S.150, Z.1). Und "Dieses sein sich begreifen ist nun die
W.L. als integrirender Bestandteil des ganzen Wissens"(S.150, Z.4 -)

Was ist die Aufgabe der Wissenschaftslehre? Es ist der Widerspruch zu lösen, daß außer dem alleinigen Sein Sein ist. Fichte schreibt, "dieses [das absolute Seyn] ist alles Seyn, u. ausser ihm ist keines: Der Satz, bei aller seiner Evidenz, erscheint als unwahr, denn es findet sich offenbar etwas ausser jenem Seyn. Z.B. offenbar der soeben von uns selbst vollzogene, u. als Begriff erkannte, Begriff."(S.165, Z.7 -) Dieser Begriff

ist: "Das Seyn ist schlechthin Eins, von sich, durch sich, aus sich selbst." "Alle Wandelbarkeit u. Veränderung ist von ihm ausgeschlossen. Es ist nur, und kann durchaus nicht werden."(S.163, Z.20 -)

Deshalb "ist ausser dem Seyn, wenigstens u. zu allererst der Begriff des Seyns, der durchaus nicht das Seyn selbst ist."(S.165, Z.14 -) Außer dem Sein gibt es "ein zweites Seyn"(S.166, Z.7), das der Begriff des Seins ist. "Dieses zweite Faktum widerspricht geradezu dem Begriffe"(S.166, Z.7) (Das erste Faktum ist das des Seins selbst.) Kurz gefasst: "dieses [das absolute Seyn] ist alles Seyn, u. ausser ihm ist keines", aber das ist der Begriff. Das Sein widerspricht absolut dem Sein des Begriffs selbst. "Die Lösung dieses, gerade dieses u. keines andern Widerspruchs ist die Aufgabe der 〈Ph.〉 [Philosophie] u. das ist die wahre Ph. die ihn wirklich löst."(S.166, Z.10 -)

Es ist der Begriff "Erscheinung", der für die Lösung dieses Widerspruchs vorgeschlagen ist. Aber die Erscheinung darf keine Emanation aus Gott sein. Verhielte es sich so, wäre es nicht transzendentalphilosophisch gedacht. Es wäre nur Mystik. "Woher [kommt die Erscheinung]? offenbar aus einer faktischen Anschauung jenes ausser Gott selbst".(S.172, Z.3 -) Nun, was ist die Anschauung? Fichte sagt, "Alle Anschauung ist sich Erscheinen der Erscheinung"(S.172, Z.10 -). In diesem "sich Erscheinen" erhält "die Erscheinung […] ein selbstständiges Seyn".(S.178, Z.13) Die Erscheinung ist als "eine andere Form des göttl. Seyns"(S.176, Z.19 -) selbstständig und durch die Form schon selbst frei.

Man kann hier den "neuen Begriff der selbstständigen Freiheit der Erscheinung in sich selbst"(S.179, Z.13 -) bekommen. Der Begriff ist, "daß die Freiheit 〈gerade〉 ein *Bild hervorbringt"*(S.185, Z.16 -). Dann ist das Gesetz dieser Freiheit "Soll". Die Freiheit bringt das Bild hervor, ihr Gesetz ist Soll, durch den Selbstvollzug der Freiheit entsteht das Schema. Wie oben gesagt, ist diese Freiheit die "selbstständige Freiheit der Erscheinung in sich selbst". Dadurch kommt hier eine "selbstständige Freiheit der Erscheinung sich zu erscheinen" zustande.

1. Kapitel, 4. März (19. Vortrag)

1. Abschnitt (S.220, Z.23 -)

Am Anfang des Vortrags des 4. Märzes, ist geschrieben, "daß wir auf dem geraden Wege der Deduktion herabgegangen sind bis zu einer selbstständigen Freiheit der Er-

scheinung sich zu erscheinen"(S.220, Z.24 -). Und Fichte sagt, dieser Freiheit "h $\langle \ddot{a} \rangle$ tten wir nun anfügen sollen ein Prinzip = x"(S.221, Z.2). Dieses Prinzip ist die "Bestimmung" (S.221, Z.3) und das "einer Spaltung in *Fünffachheit, u. Unendlichkeit*"(S.221, Z.4).

Diese Fünffachheit ist gezeigt im 28. Vortrag des 2. Vortrags der Wissenschaftslehre 1804 und ausführlich erklärt in der 5. und 8. Vorlesung der Religionslehre von 1806. Sie meint fünf Standpunkte des Wissens. 1) Sinnlichkeit, 2) Legalität, 3) Moralität, 4) Religion, 5) Wissenschaftslehre. Die Unendlichkeit ist die der Welt.

Das Prinzip der Spaltung oder der Disjunktion spielt eine große Rolle bei der Deduktion der Welt aus Gott, aber seine Erklärung ist hier "Zwischenarbeit"(S.221, Z.6).

2. Abschnitt (S.221, Z.8 -)

Dieses Prinzip ist "das *Als des* in dem Schema *verborgnen, u. unsichtbaren"*(S.221, Z.8 -). Aber "Als Prinzip der Disjunktion eines eigentl. *faktischen* ist es [···] noch nicht erschienen"(S.221, Z.10 -). Fichte sagt, "noch nicht erschienen". Das bedeutet, daß das Prinzip von jetzt an in der Entwicklung der Deduktion erscheint und zuerst zwei Gestalten des Bewußtseins, dann die Mannigfaltigkeit der wirklichen Welt oder die verschiedenen Gedanken erklärt.

3. Abschnitt (S.221, Z.13 -)

Die Deduktion ist bis zu "einer selbstständigen Freiheit der Erscheinung" gegangen, aber sie muß noch die Erklärung des faktischen Bewußtseins erreichen. Nun liegen aber "zwischen der absoluten Freiheit der Erscheinung, u. dem Bewußtseyn noch Lüken"(S.221, Z.19 -).

Diese Lücken füllt das Prinzip x aus.

4. Abschnitt (S.221, Z.21 -)

In der bisherigen Untersuchung haben wir "den [Begriff] der Einheit, der absoluten Einheit des Vermögens mit der synthetischen Einheit der Verknüpfung des Mannigfaltigen"(S.221, Z.23-) aufgestellt. Diese synthetische Einheit ist selbstverständlich Kants Begriff. Deshalb hat Fichte hier behauptet, daß er die höhere Einheit, deren ein Glied der Begriff der Apperzeption Kants ist, außtellt und das Bewußtsein, das diese höhere Einheit enthält, deduziert.

5. Abschnitt (S.222, Z.7 -)

In diesem Bewußtsein gibt es ein Schema. Aber es ist das, das "in diesem von uns beschriebnen Bewußtseyn nicht als Schema erscheint"(S.222, Z.9 -), weil hier "die Freiheit [···] in der etwanigen Reflexion auch nur als ein sich *hingeben*, keineswegs als ein Erschaffen"(S.222, Z.14 -) erscheint. Die Freiheit ist genauer gesagt "Freiheit des *Erschaffens* durch die Vollziehung des Vermögens der Erscheinung"(S.222, Z.16 -). Dadurch, daß die Freiheit als das Erschaffen wirkt, kommt das Bewußtsein, in dem das Schema als Schema erscheinen kann, zustande. "Eine neue Aufgabe" ist es, dieses "besondere Bewußtseyn zu beschreiben"(S.222, Z.28).

6. Abschnitt (S.222, Z.29 -)

Diese Aufgabe wird hier "im Allgemeinen"(S.222, Z.29 -) gefasst. Im Bezug auf die Erscheinung des Absoluten sind zwei Fälle entgegengesetzt: Im ersten ist das Absolute im Schema "verdeckt", im zweiten erscheint "das absolute, schlechthin als solches"(S.223, Z.1 -). Nun soll das Absolute eigentlich erscheinen. Wenn wir diese allgemeine Aufgabe mit dem betreffenden Problem der Erscheinung verbinden, können wir sagen, "soll Gott als solcher wirklich erscheinen, so muß durchaus aller Schematismus als solcher erscheinen" (S.223, Z.10 -).

7. Abschnitt (S.223, Z.13 -)

"Eine Bemerkung":

Im gesunden Menschenverstand wird das Schema "für ein Seyn gehalten". Aber in der Wissenschaftslehre wird "alles Schema als Schema gesehen"(S.223, Z.17 -). Die Aufgabe der Wissenschaftslehre ist "die Frage zu beantworten: Wie ist es möglich daß schlechthin all (es) Schema als solches ersehen werde"(S.223, Z.18 -). "Die WL. selbst ist ein solches ersehen"(S.223, Z.20).

8. Abschnitt (S.223, Z.24 -)

Die Aufgabe im Allgemeinen gesagt, ist die, "wie vermag ein Schema das da ist, ursprünglich nicht als Schema ist, als Schema zu erscheinen?"(S.223, Z.24 -). Aber was bedeutet "ein Schema das da ist, ursprunglich nicht als Schema ist "? Um diese Frage zu beantworten, müssen wir im Text noch weitergehen.

Nun ist die Aufgabe, wie solches Schema als Schema zu erscheinen vermag? Fichte sagt, "Wie die Freiheit sich vollzieht, ist das Schema"(S.223, Z.27 -). Dieser Satz

gibt einen Hinweis, der uns die angegebene Frage beantworten lässt. Auf dieser Stufe kann das Schema erst dadurch sein, dass die Freiheit sich vollzieht. Deshalb ist ein Schema ursprünglich kein Schema, bevor die Freiheit sich vollzieht. Aber damit das Schema "als Schema erscheint, bedarf es eines "Vermögens". Denn die Vollziehung kann "es [das Schema] nur als Vermögen"(S.223, Z.31 -) erscheinen lassen. Es ist, "daß ein absolutes Schema nur Vermögen seyn könne" (S.224, Z.1)

9. Abschnitt (S.224, Z.4 -)

"Zuförderst die Aufgabe ihrer Form nach näher angesehen."(S.224, Z.4) Im Bewußtsein, in dem Schema nicht als Schema erscheint, verbindet das Vermögen nur das Mannigfaltige. Hier ist "das Bewußtseyn [···] geschlossen" (S.224, Z.8 -). Dagegen, wenn das Vermögen das Mannigfaltige erschafft, "geht dieses Bewußtseyn über das erstere, und ist ganz ein anderes"(S.224, Z.9 -). Hier gibt es "eine absolute Disjunktion im Bewußtseyn selbst"(S.224, Z.11 -).

10. Abschnitt (S.224, Z.15 -)

Analyse der Voraussetzung.

"Das Schema soll schlechthin als solches […] erscheinen."(S.224, Z.15 -). Das heißt, daß das Schema "sich dem Sehen darbieten"(S.224, Z.10) soll. Dafür bedarf es, daß das Sehen selbst sich "macht […] selbst schlechthin"(S.224, Z.23). Das Sich-selbstmachen vom Sehen ist "ein Als"(S.224, Z.27). "Alles als aber macht sich durch das Soll, durch das zum Gesetz gewordene absolute Erscheinen Gottes." Das ist der "Inhalt dieses neuen Bewußtseyns"(S.224, Z.27 -).

11. Abschnitt (S.224, Z.31 -)

Hier wird "D〈as zweite〉 Bestandteil"(S.224, Z.31) des Bewußtseins erwähnt. Der Bestandteil ist "Freiheit u. Vermögen"(S.224, Z.30 -). Dagegen ist der erste Bestandteil, wie im 5. Abschnitt gezeigt ist, das Schema. Als Überbrückung zum nächsten Vortrag ist gesagt, "Es entsteht [···] die bedeutendste [Frage] "(S.224, Z.33).

2. Kapitel, 5. März (20. Vortrag)

1. Abschnitt (S.224, Z.34 -)

Die bedeutendste Frage ist: "Wie vermag ein Schema, das in Einem Bewußtseyn erscheint *als Seyn*: in einem andern B. [Bewußtseyn] *als* Schema zu erscheinen." (S.224, Z.34 -) Man muß diese "Disjunktion" (S.224, Z.35) erklären.

2. Abschnitt (S.225, Z.1 -)

Analyse der Voraussetzung.

Fichte sagt, "Das Schema (ein solches das in einem andern Bewußtseyn nicht als Schema sondern als Seyn erschien,) soll schlechthin als solches *ersehen werden*"(S.225, Z.1 -). Es entsteht die Frage: wie hat man sich das "Ersehen" vorzustellen? "In allem Sehen macht das darin ersehene schlechthin sich selbst"(S.225, Z.3 -). Aber dieses Sehen ist nicht durch Freiheit. Eigentlich durch das Sich-machen des Sehens mit Freiheit kann das Schema nicht als Sein, sondern als Schema erscheinen. Hier wird es durch die Erklärung des Sehens, das nicht mit Freiheit ausgeführt wird, implizite gezeigt.

Da hier die Beschreibung Fichtes besonderes mißverständlich ist, möchte ich etwas ausführlich analysieren. Fichte sagt, "Das Schema wird als Schema ersehen, heißt drum: es macht in dem vorausgesezten Sehen sich selbst zum Schema schlechtweg durch sich: es ist Schema, nicht etwa durch das sich machen der Erscheinung mit Freiheit, sondern durch dasselbe sich machen durch das blosse Seyn: es wird gegeben als Schema." (S. 225, Z. 8-)

Es ist zu lesen: "es macht […] sich selbst zum Schema schlechtweg durch sich". Aber das ist nur "in dem vorausgesezten Sehen". Das bedeutet, daß das Schema im echten Sinne noch nicht als Schema erscheint. Nur "durch das sich machen der Erscheinung mit Freiheit" erscheint das Schema wirklich als Schema. Der Satz: "es ist Schema, nicht etwa durch das sich machen der Erscheinung mit Freiheit", bedeutet, daß das Schema hier noch nicht echt als Schema erscheint. "Es ist Schema", nur "durch dasselbe sich machen durch das blosse Seyn".

Das Schema erscheint in diesem Bewußtseyn als Sein. Es bedeutet, daß das Schema durch das Sehen nur ersehen wird und sich dadurch als Sein macht.

3. Abschnitt (S.225, Z.13 -)

Dies wird "von einer andern Seite deutlicher"(S.225, Z.13 -) gemacht. Im Bewußtseyn, in dem das Schema als Sein erscheint, "ist weder Vermögen, noch Schema, noch Schema als Schema sichtbar"(S.225, Z.17 -). Hier muß "in derselben synthetischen Einheit des Bewußtseyns dem Schema als solchen entgegentreten ein Seyn mit

demselben Charakter"(S.225, Z.20 -). Das Bewußtsein ist ein "Reflex" des alltäglichen Gegenstandes. Wichtig ist " \langle das dem \rangle Reflex zu Grunde liegende"(S.225, Z.27). Das ist, "daß \langle irgend ein x. \rangle bloß Schema sey"(S.225, Z.29 -).

4. Abschnitt (S.225, Z.31 -)

5. Abschnitt (S.226, Z.4 -)

Insofern das neue Bewußtsein ein Bewußtsein ist, ist es auch "ein *Sehen* der Form nach"(S.226, Z.4 -). Aber "es muß diesem [neuen Bewußtsein] eine Freiheit zu Grunde liegen"(S.226, Z.5). Wie hat man sich diese Freiheit vorzustellen? Das Sich-machen der Erscheinung mit der Freiheit ist das, das das Schema als Schema erscheinen läßt.

"Jenes sich machen in der Erscheinung soll nemlich das Resultat des Erscheinens Gottes, als eines Soll, eines Gesetzes für die Freiheit seyn."(S.226, Z.8 -) Aber "dazu [ist] keineswegs hinlänglich die Vollziehung der Freiheit überhaupt, denn daraus erfolgt bloß der erst beschriebne Reflex, in welchem das, was jetzt als Schema heraustreten soll, als Seyn erscheint, sondern ein *anderer neuer*, dem ersten durchaus entgegengesetzter"(S.226, Z.13 -). Es sei die *"allerbedeutendste* Frage"(S.226, Z.17), diesen neuen Reflex klar zu machen.

6. Abschnitt (S.226, Z.22 -)

Zufolge des Freiheitsakts erscheint das Schema als Schema.

Dieser Freiheitsakt wird von jetzt an beschrieben.

7. Abschnitt (S.226, Z.24 -)

Die Zusammenfassung wird in vier Stufen dargestellt.

1) Über das tatsächliche Bewußtsein:

In ihm kann das Schema nur als Sein (nicht als Schema) erscheinen. "Woher

[kommt] diese *Unmöglichkeit* [?] "(S.226, Z.29) "Die Erscheinung geht auf in ihre absolute SichVollziehung 〈u.〉 in den Reflex derselben: also in das *Faktum*; der Reflex sieht dieses Faktum."(S.226, Z.29 -) "In diesem absoluten Beruhen in der Fakticität"(S.226, Z.32) kann das Schema nicht anders als Sein erscheinen. "Seyn nemlich bedeutet hier *factum*"(S.226, Z.33)

2) Über das neue Bewußtsein, in dem das Schema als Schema erscheint:

Es ist die wichtige Frage, "in welchem neuen Akt des Sehens allein das Schema als Schema, und das, zufolge dessen es wohl allein als solches erscheinen dürfte, die im Fakto sich verbergende Sichvollziehung, erscheinen könnte"(S.227, Z.10 -). Es ist der Akt des "genetischen"(S.227, Z.13) Sehens.

Dieses Sehen ist das, "das die bloße Möglichkeit eines Faktum als solchen anschaute"(S.227, Z.13 -). Diese Anschauung ist "Princip". Sie ist "eine absolute Anschauung der alleinigen Möglichkeit eines Faktum"(S.227, Z.21). Was ist nun "die bloße Möglichkeit eines Faktum"? Sie ist die genetische Struktur des Wissens, die die Tatsache begründet. Deshalb ist diese absolute Anschauung der Grund der Wissenschaftslehre.

3) Fichte sagt, "W(ie) es nun zu einer solchen Anschauung der alleinigen Möglichkeit eines Faktum überhaupt komme, ist leicht (gemerkt), u. ist schon oben erklärt "(S.227, Z.29 -). Es ist sicher sehr wichtig, wie es zu einer solchen Anschauung überhaupt komme. Aber obwohl Fichte hier sagt, "ist schon oben erklärt", ist es unklar, wo das erklärt ist, und ich meine nicht, die Antwort auf diese Frage "ist leicht (gemerkt)".

Fichte erklärt den Inhalt der Anschauung wie folgt, und beendet damit Punkt 3: "Diese Anschauung liegt ihrer eignen Möglichkeit nach schlechthin in der Erscheinung, zufolge des Gesetzes, daß in ihr das absolute als solches erscheinen soll, und sie macht, zufolge dieses Gesetzes, wirklich und in der That sich ganz von selbst, [/] ⟨wo⟩ nur die Bedingung dieses sich machens gegeben ist. "(S.228, Z.1 -) Es ist der "objektive Inhalt eines solchen Bewußtseyns, wie wir begehren"(S.228, Z.5 -).

4) "Diese Bedingung nun, irgend einen FreiheitsAkt, durch den die Erscheinung sich dem Gesetz nur hingiebt, und demselben eine Sphäre verschaft, sollten wir eben beschreiben"(S.228, Z.6 -)

Diese Aufgabe ist im letzten Abschnitt (6. Abschnitt) gezeigt und obwohl in diesem

Abschnitt das Wort "Freiheit" nicht vorkommt, ist das Wesen der Freiheit inhaltlich als das als die "absolute Anschauung der alleinigen Möglichkeit eines Faktum"(S.227, Z.21) Erscheinende klar geworden.

Anmerkung

Die Wissenschaftslehre 1811 wird nach der J. G. Fichte Gesamtaufgabe der Bayerischen Akademie der Wissenschaften zitiert (GA II, 12).

Efforts to Rescue Children from Poverty in the United States

Daniel Droukis

Introduction

Most people would agree that the protection of our children is a priority for citizens of all countries. Those children living in poverty will need even more protection. According to the Children's Defense Fund (CDF), "nearly 13 million children live in poverty" across the wealthiest country in the world, the United States of America" (CDF 2008). This analysis will look at the trends and data on children who are caught in this web of misery and how it affects us as a society and answer the question: Are we making progress in our efforts to reduce child poverty in our own country? Also, we will consider how poverty is affecting another economic superpower, Japan which has the image of a country with a society that is middle class in nature and not prone to suffering the strain of poverty in its own backyard. The CDF uses information provided by the National Center for Children in Poverty (NCCP) to provide basic facts on the numbers of children who are currently living in low income families.

The implications of this problem will be discussed with consideration given to the affect on both countries, the implications for the future and on a personal level, the significance for the writer, working in higher education in Japan as those children who become young adults struggle to find the resources to attend university which will help them to make a better life for themselves than their parents.

According to current figures there are over 73 million children living in the United States. Of these children 61% are living above the low income level while 39% are living at the federal poverty level (FPL). Of this 39% the FPL calculates that 28.8 million children live in "low-income families" while another 13.2 million children live in "poor families". The FPL as of 2008 is defined as an income of \$21,200 or less for a family of four, \$17,600 for a family of three and \$14,000 for a family of two. The research provided by the CDF suggests that the poverty level income provides only half of what a typical family requires to meet its most basic needs. Currently the CDF refers to the following family groups as being at the low income level:

\$42,400 for a family of 4.

\$35,200 for a family of 3 \$28,000 for a family of 2

The figures provided above approximate the average minimum income but this does not show that actual expenses will vary by locality.

How have the numbers of low-income families changed over time?

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Year	% of children living in low-income families
2007	39.1%
2006	39.1%
2005	39.0%
2004	39.2%
2003	39.0%
2002	38.2%
2001	38.1%
2000	37.5%
1999	38.7%
1998	40.0%
1997	41.3%

The NCCP estimates that after a decade of decline, from 1990 the proportion of children living in low-income families is increasing again, a trend that began in 2000.

Regional Trends in child poverty

The U.S. Census Bureau keeps statistics on poverty and income in the United States. State by state trends show that 26 states saw an increase in the percentage of children living in poverty from 2006 to 2007 with another three states holding steady on the number. Of these states nine of them saw increases in poverty in both of the last two years. The state with the biggest increase in child poverty was South Carolina which saw an increase from 15.6% to 21%. Some of the largest states such as New York, Texas and Ohio had child poverty rates higher than the national average as of 2007. The state with the highest poverty rate for children was Mississippi with 32,8% of children living below the poverty level and while the percentage is four points better than the previous year Mississippi was also the state with the highest child poverty rate in 2006. The state with the lowest poverty rate, New Hampshire, was unchanged from 2006 to 2007 although it has had an increase of about one percent in those two years. A First Focus report on children in poverty summarized regional trends in this way: "States in the South tend to have higher rates of poverty than the rest of the country. As we have seen above, Mississippi tops the list followed by Texas. Indeed, among the ten states with the highest rates of child poverty, all but one is south of the Ohio River (the exception being Missouri). Furthermore, only Florida and Virginia

have the distinction of being southern states with child poverty rates lower than the national rate. On the other hand, the states with the lowest poverty rates are much less clustered. New Hampshire and Vermont both enjoy child poverty rates below 11%, but so do Alaska and New Jersey" (First Focus:1). States that have had a consistent high poverty rate among children need to have more resources allotted to them to allow them to help the children escape the poverty that has been forced upon them.

The Poverty Status of People by Age and Race (U.S Census Bureau) All races (numbers in thousands)

Year	All people under 18	Number Below the Poverty Level	%
2008	74,068	14,068	19%
2007	73,966	13,324	18%
2006	73,727	12,827	17.4%
2005	73,285	12,896	17.6%
2004	73,241	13,041	17.8%
2003	72,999	12,866	17.6%
2002	72,696	12,133	16.7%
2001	72,021	11,733	16.3%
2000	71,741	11,587	16.2%
1999	71,685	12,280	17.1%

The above figures provided by the United States Census Bureau show a dramatic increase in the last ten years in the percentage of those children who are living below the poverty level. These figures correspond with those provided by the Children's Defense Fund. We can see that the numbers take a slight drop in 2000-2001 but then begin a steady climb to over 14 million children in the year 2008. The figures given by the Census Bureau confirm the findings of the CDF and go on to provide an even more grim view as we are able to view more than just percentage points but actual numbers which we must remember are actual children not just statistics. The trend toward an increase in these numbers will mean that more resources will need to be provided to help these children and families in need. As we see the steady climb in the number of children in need it leaves us to question how successful we are being in efforts to raise these children out of poverty in into a more comfortable living situation where they can become more successful and happier individuals in the society.

What are the family characteristics of low-income children?

Figures from 2007 show that 55% (15.7 million) of children in low income families have at least one parent who works full time, while 26% (7.6 million) have at least one parent who works part-time, full-time or part-year, and 19% (5.5 million) do not have

an employed parent. Of those children in low-income families the percentage of those in single-parent situations is greater than those where both parents are present by 54% to 46%. Also, a disproportionate number of young children under the age of 6 (43%) live in low income families.

In terms of ethnicity, the largest group of children who are in low income families are 26% of white children (10.9 million) with 61% of Latino children (9.4), 60% of black children (6.5 million), 30% of Asian children (0.9) and 57% of American Indian children (0.3). The white children make up the largest group of low-income children but from these statistics we can clearly see that American Indian, Latino and Black children make up a disproportionately high number in these groups. In relation to ethnicity an important consideration must be whether the child has been born in America. Of the children in low-income families, 58% are children of immigrant parents (7.4 million) while 35% are children of native born parents (20.2 million). Therefore while the percentage is highest for the children of immigrant parents the highest numbers are for those children who have parents who were born in the United States.

The location of where these children live has also been examined and results show that 43% of children (11.7 million) in the south live in low-income families, while 39% of children (7.0 million) in the west do so, 35% of children in the northeast (4.3 million) and 36% of children in the Midwest (5.8 million) are living in low-income families. These children are not limited to one type of area as 49% of low income children (9.7 million) live in urban areas, with 31% living in suburban areas (9.8 million) and 46% of children living in rural areas (5.2 million)

These statistics show that the plight of children can not be limited to any one geographical area, urban or suburban living situations or parentage of the children under the scourge of poverty.

Health and Welfare

We have seen here two sets of figures on the state of child poverty in America. We have seen that there is a clear difference in the numbers of children in poverty depending upon location and ethnicity. According to *An Atlas of Poverty in America: One Nation Pulling Apart* by Glasmeier the above figures can be confirmed. "Although children of color are more likely to live in poverty, the largest number of poor children are non-Hispanic white and their numbers are growing" (Glasmeier 2006:6). Glasmeier points out one glaring fact not indicated on any figures above. "For children, being poor often means lacking access to basic needs, such as food, clothing, shelter and health care.

One in seven children in the United States does not have health care. Almost 25% of children in Texas and New Mexico are not covered by health care. Children living in poverty more likely to lack the required childhood vaccinations compared with non-

poor children" (Glasmeier 2006:6). This is in stark contrast to the country I reside in, Japan. In Japan government implemented health insurance helps provide health care to all citizens (and non-citizens as well) which of course would include all children. The health insurance program in Japan requires that patients pay 20% of their health costs with the rest being paid through the insurance system. There is also a "High Cost Medical Care Benefit" which provides the balance when health care costs exceed \63,000 (about \$630). (Japanese Ministry of Foreign Affairs). This makes the current situation in such states as Texas all the more disturbing. It may be recommended that the insurance scheme of Japan be investigated by American states so that successful aspects of the program can be instituted by states suffering from these problems.

Welfare and welfare reform has also had its influence on these numbers. "The Reagan administration did not have a mandate to cut federal social programs but there was one program the voters disliked almost as much as the conservatives did: Aid to Families with Dependent Children (AFDC). The number of families on welfare climbed 40% in the 1970's but since the size of welfare families shrank, the number of people on the rolls increased by 10%. Still, 11 million people on welfare were too much for some" (Stricker 2007:193). Government action or inaction will also have an influence on the numbers we have seen above. Children who are forced into the welfare ranks along with their parents.

Conclusion

The results retrieved here show a disturbing trend of greatly increased child poverty in the United States. An increase of almost two million children added to the list of those in poverty can be seen in the ten year period beginning in 1999 and ending in 2008. While a decrease in the numbers was seen in the years 1999-2000, the number began rising again the following year. Adding to this misery is the lack of adequate health care which is available to all children in Japan but is greatly lacking in complete coverage of children in America. The implications of these results are that the country as a whole will be supporting more and more children who will not be able to take advantage of educational opportunities that their more wealthy countrymen receive. This leads to a cycle of poverty within communities that will continue unabated unless something more is done to protect these children and the parents who are struggling to care for them.

The significance to the work of the writer still exists but has changed over the thirty years. In the first year of work experience at a Head Start Center in the city of Boston, it was quite clear how the poor were struggling to help their children go on to lead happier and better lives. Children were able to benefit from early childhood education and the meals that were provided while attending kindergarten at that innercity school. Children were sometimes dropped off at school only to be left there until

early in the evening because parents were unable to leave work which they desperately needed. The children under the care of the Head Start program experienced long days which usually began with being dropped off by their overly stressed parents at 7:00am. The long day of 7:00 to 5:00 was followed by waiting for those parents to come to take their children home. Teachers at the school were often left to wait with the children, trying to keep them entertained until someone came to bring them home.

Two years as a Peace Corps Volunteer on the island of Ponape in the Eastern Caroline Islands (Micronesia) served as an awareness check for a young person who had not lived within such poverty but was able to experience it first hand. Fortunately, we all know that this is just a temporary experience of two years and that after that it becomes a memory that stays with you the rest of your life. In this instance, however poverty is a difficult term to define. By western standards the majority of people on the island of Ponape appeared to be in poverty but in actual fact the people whom this writer encountered experienced very little of what we might call poverty by our western standards. People lived with no electricity (except in the center main city of Kolonia, which while having electricity, it was unreliable). This meant keeping food fresh in extremely hot and humid conditions, which was next to impossible. Awareness of the plight of the people of Micronesia was something of a mystery. Although, the United States was trying to help the people, there seemed to be an incredible lack of awareness of the conditions that the average Ponapean was living in. An American government official speaking on a flight from Honolulu to Guam told me of his difficult task of getting food to the starving people of Ponape. In the two years that was spent on the island I never encountered people who I thought were starving. Indeed, the parents in the family I lived with weighed well in excess of two hundred pounds. Food was quite plentiful as a variety of fruits and vegetables grew naturally in the hot conditions. Fishing was easy enough for anyone on the island to do. The greatest mystery however, was that while brown rice easily grew on the island, most people would not eat it as they were conditioned to eat white rice that was provided by the United States Government, This example shows how attitudes can interfere with the assistance provided to people who may be in need.

In the present working environment of a Japanese university, the students who struggle to make tuition payments as scholarships become harder to come by in a weaker economy helps all to realize that other superpowers have their own poverty issues to deal with even if they may not be as grim as those in the developing countries. Also, at work we, as language teachers try to introduce global issues to Japanese young people who are often unaware or greatly misinformed of the suffering of others. One such effort in Japan is through the Global Issues Special Interest Group in the Japan Association of Language Teachers which helps teachers to present such issues to students to stimulate their interest and hopefully their future activity in promoting such

global awareness. If the language teachers of Japan can help to make their students more aware of the children living in poverty in the world it will be helpful in spreading the understanding of the problem from Japan to elsewhere around the world.

REFERENCES

Children's Defense Fund. Number of Children Increased by Nearly 750,000. Retrieved from: http://www.childrensdefense.org/news-media/cdf-press-releases/2009

First Focus. (2008) Children in Poverty. Retrieved from: http://firstfocus.net/Download/children_in_poverty.pdf

Glasmeier, A. (2006) An Atlas of Poverty in America: One Nation Pulling Apart. New York: Routledge.

Japanese Ministry of Foreign Affairs. www.mofa.go.jp/

Minujin, A.,, Delamonica, E., Gonzalez, E. and Davidziuk, A. (2005) *Children Living in Poverty: A review of child poverty definitions, measurements and policies.* Retrieved from "Children & Poverty: Global Context, Local Solutions. www.unicef.org/policyanalysis/files/child_poverty_final_draft_4_05.pdf

National Center for Children in Poverty (NCCP) (2008) Basic Facts about low-income children. Retrieved from www.nccp.org

OECD Family Database (2009) CO8: Child Poverty. Retrieved from http://www.oecd.org/els/social/family/database

Strickler, F. (2007) Why America Lost the War on Poverty-And How to Win It. Chapel Hill: University of North Carolina Press.

United States Census Bureau. Poverty Status of People by Age, Race and Hispanic Origin:1959 to 2008. www.census.gov/hhes/www/poverty/hispov/perindex.html



中日私学教育政策についての比較研究その一 ――立法精神及び監督制度からの検討

靳 君

A contrastive study on private educational policy between China and Japan
——around Legislation and supervision system

Jun JIN

要旨:中国の私立教育事業はここ十数年急速に発展してきたが、差別待遇や政策面の不健全さにより、さまざまな問題が起こされている。本論は、中日両国の私学教育政策を、立法精神及び法人制度における監督制度を比較することにより、日本がいかに私学を重視し、その自主性を尊重しているか、または日本私学における監督システムの優越性を明らかにし、中国の私学教育政策の透明化、改善、また新たな政策企画を期待している。

キーワード:私学 政策 自主性 学校法人 監督

初めに

日本の私立大学は、国公立大学よりも、大学教育普及の責任を担ってきた。それに対して、中国の現代私立大学教育は20世紀80年代から発足し、20年も発展してきたが、まだまだ理念や政策などの面では未熟なところが多い。「国立」大学と比べると、「私立」大学は政策面でも、助成面でも差別されている。もともと中国の伝統意識では、私立教育機関は、金持ち向けの私有的なものであり、中国社会主義の原則に背けるみたいな存在である。ゆえに、「私立」という言い方が避けられ、「民弁」(民間勢力が設立する)という言葉が多く使われてきたのである。が、教育事業の普及及び発達は、全社会の尽力によるもの、また教育機関もそもそも営利を第一目的とする会社とは違い、「国立」にしろ「私立」にしろ皆公的性質を持っている。今後中国の私立教育の発展は、まず政策面で「国立」に負けないぐらいの支持や助成が期待されている。さらに、現段階中国私立教育の問題に直面すれば、差別待遇、資金不足、法人資格審査基準不明、所轄庁の干渉過度または監督不足などの問題が挙げられる。このような問題は私立教育事業発展の大きな妨げとなっている。

一方、日本の場合は、すでに明治5年の「学制」第14章に「官立私立ノ学校及私塾・家塾ヲ論セス、其学校限リ定ムル所ノ規則及生徒ノ増減進退等ヲ書記・・・」というふうに、「私立」が「官立」と等しく扱われてきた。現在、私学は日本大学教育では国公立大学より圧倒的な優勢を占めている。私学史から見れば、その発達は多分に政府の政策面の支持と資金面の助成によって遂げてきたものだとわかる。また、私立学校の健全な発展を確保するため、所轄庁・学校内部及び第三

者による監督システムが整えられている。

本論は中日両国の私学における立法面および監督面の政策を比較し、中国の私立教育に実在している問題の解決に役に立てる建言ができれば幸いだと思っている。

I 立法――私立教育基本理念の比較

1 憲法面

歴史上から言えば、一般に私学教育は近代市民国家における「教育の自由」に由来する。教育の自由とは「学問学習の自由、教育を受ける自由と、これに対応する、国民の教育の自由として、国家権力の支配介入を受けないことが保障され」(1)また「国及び公共団体が、教育を法的にも事実上にも独占せず、教育権が私人に憲法上の自由権として保障されていること」(2)を意味する。近代憲法における国民の基本的人権としての自由・平等、そして民主主義の原理は、私学教育並びに私立学校の存在する根拠を示している。

こういう教育の自由原理に基づき、国民の教育を受ける権利が公教育の制度によって保障されている。「公教育とは、子女国民の教育を受ける権利を保障するために、国家が積極的な教育条件整備の義務を負うようになっている教育制度を指す」⁽³⁾ものである。憲法面では、中華人民共和国憲法第四十六条、また日本国憲法第二十六条の「すべての国民は、法律の定めるところにより、ひとしく教育を受ける権利を有する」(日本国憲法)というふうに、それぞれ国民が等しく教育を受ける権利を保障し、また教育を義務づけている。

なお、学校における学問研究の自由、教育の自由は、中華人民共和国憲法第四十六条、及び第三十五条、第四十七条;日本国憲法第十九条及び第二十一条に基づく精神活動の自由によって根拠付けられている。そして、中華人民共和国憲法第四十七条、日本国憲法第二十三条が、特に学問の自由を規定し、公権力による侵害を禁止しているのは、学問の研究というものは、つねに従来の考え方を批判して、あたらしいものを生み出そうとの努力であるから、それにたいしては特に高い程度の自由が保障される必要があるという趣旨によるものである。つまり、広く学問研究者に学問的研究活動を行い、学問的成果を発表する自由を保障し、さらに高等教育機関において研究成果を教授する自由を保障している。本来、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究する」(4)ことを目的としていることに基づいて、大学において教授その他の研究者はその研究結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障される。

前述のように、中日両国は立法面で教育の機会均等と自由を憲法によって保障している。が、憲法における教育関係の内容の言葉遣いに注目すると、その所有制度による差異が目立ってくる。日本国憲法では国公立・私立の区別問題はまったく触れず、国民の教育を受ける自由や学問の自由などを一すら強調している。つまり国公立も私立も教育事業の推進力と見なされている。それに対して、中華人民共和国憲法第六条に「中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は生産手段の社会主義公有制度、即ち国民全体所有制度、または集団所有制度である」、それに基づいて、第十九条に、私立教育について「国は、社会主義教育事業を発展させ、……集団的経済組織・国有企業・事業組織及び他の社会勢力が、法律の定めるところにより、各種類の教育事業に携わることを励ますこと」というふうに定められ、国立と私立が明らかに区別されている。つまり、国立は中国教育事業の柱、私学は補助的な地位にあることも伺えると思う。

A contrastive study on private educational policy between China and Japan —around Legislation and supervision system

2、教育法面

中目所有制度の差異により、私立学校の地位、自主性などの面の差異も出てくる。

私学の性質について、日本国憲法第二十六条、及び教育基本法第三条第一項は、日本における公教育制度の法的基盤を構成しており、その基盤の上に国立及び公立の学校が設置され、また私立学校も国公立の学校と同様に、国民全体に対して教育上の責任を分担するという公的な性質をもった教育機関として位置づけられている。すなわち教育基本法第六条第一項に規定する、法律に定める学校は公の性質を持つものであるとの趣旨は、「学校教育事業そのものが公の性質を持つものであり、設置主体が国または地方公共団体である場合はもちろん、法律に定める法人である学校法人の設置する私立学校もまた公の性質を持つものと考えられる」(5)のであって、ここに私立学校の公共性の原理が確立されているのである。一方、中国の国立教育は国の運営によるものなので、無論公的な性質をもつものであるが、私立教育に関しては、「憲法」または「教育法」ではその性質について触れていなかった。私立教育についての専門法である、2002年12月に公布された「中華人民共和国民弁教育促進法」にいたって、初めてその第三条に「私立教育事業は公益事業であり、社会主義教育事業の一部分である」と明確に私立教育事業の公的性質を認めている。

また、私学の自主性について、日本の場合、私立学校は、私人の寄付財産などにより設立されるものであることに伴い、その運営も自立的に行われる。私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べて、所轄庁の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、私立学校関係者及び学識経験者によって構成される私立学校審議会(私立大学審議会)の意見を聴かなければならないとされている。このように、憲法上の自由を基盤として、国公立学校と平等視されてきた、大学を始めとする私立学校は、独自な教育理念をかげ、それを実現しようとする創立者の意思と情熱によって開設されるものであって、歴史的に培われた学風、校風が後継者たちによって相承されてゆくところにその特質が存する。また「教育を受ける自由を享有する市民の側からみても、多様な私立大学の存在は欠くことができない。一つ一つの私学が独自の存在意義をもち、私立大学全体が多様な大学群を構成することによって、教育制度の質的充実は今後ますます必要とされる政策的課題となって」「60きているのである。私学は「宗教教育をはじめとする独自な学風と建学の精神に基づいた自由な教育によって、さまざまな国民の教育要求に応えるところに私立学校の積極的な存在理由が認められ」(70、ここに私立学校の自主性の原理が確認されているのである。

このように、私学は自主性に基づいていて、多様な教育研究活動を行なっているのであるが、それとともに私立学校は公の性質をもつ正規の課程の学校である。そして、国立、公立の学校とともに、国民の教育を受ける権利を具体化するための学校とともに、国民の教育を受ける権利を具体化するための教育関係諸法規によって、最小限度の規制を受ける立場に置かれている。しかし、自主性にこそ私学の特性が発揮され、存在意義が確認されるものであるから、「その規制は公共の福祉に反するものであってはならず、また公の性質を有するものとの理由で、国立、公立と私立との学校の間にある性格の相違を同一化せしめることは許されないし、私立学校の設立趣旨や校風、そしてそこから発する教育の個性が無視されてはならない」(8)のである。

それに対して、中国の私立教育は、国公立学校と区別され、補助的な地位に置かれているため、 日本私学のように十分に個性を発揮するのは非常に難しい。それはいくつかの特徴に反映され ている。

まず、営利問題について、日本私立学校法第二十六条では、日本の学校法人の財政的基礎を強化する一助として、学校教育に支障のない限り収益事業を行なうことを認めたが、中華人民共和国教育法第二十五条に「組織または個人は営利を目的として教育機関を開設してはならない」と定めてある。さらに「民弁教育促進法」では「私立教育は公益事業に属する」と定義し、「投資」「営利」などの概念を避け、ただ、第五十一条に「投資者は経営収入超過額(学校の発展基金、国の法律による各種類の費用を除く)から合理的なリターンを得ることができる」と規定している。「合理」という利益の基準は何であろう、また「合理」であるかどうかということを判断する人の主観的な要素も、地方によって、或いは部門によって違ってくる恐れがある。「営利を目的としない」ということは、つまり、教育は国民全体の公益事業であり、教育を行なうことによる収入また営利は、求めてはいけない、という意味になる。しかし、マルクス経済学では資本はもともと「自己増殖する価値の運動体」と定義されており、営利目的が許されなかったら、教育事業への投資は全て寄付になると理解できるであろう。これは中国の現段階では非常に非現実的だと思う。特に、WTO加入後、外国から中国教育事業への投資をいかせるためにも、中国は国際化的な姿勢をとらなければならないと思っている。

次に、私学の独自学風について、宗教教育を例に取り上げたいと思う。日本の私学宗教教育は特に私学教育の自由と個性を語っているのであろう。そもそも戦後の日本でも、教育の現場に宗教が入ることに嫌悪感を抱く人が少なくなかった。それは第二次世界大戦直前から、戦中にかけて、国家主義教育が行なわれ、その中で国家神道を中心とする宗教色の強い教育が行なわれたからである。2006年11月15日衆議院教育基本法特別委員会、16日衆議院本会議において、教育基本法「改正」法案を与党単独で採決した。この教育基本法改正の際に第九条(宗教教育)の部分に「宗教に対しての寛容と社会生活における地位の尊重を規定し、国と地方公共団体が設置する学校において特定の宗教が利益を得る教育を認めないと規定している(国立・公立の教育機関で宗教教育が禁止されているのではない)。」さらに2006年12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、第15条に「1項で、宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならないと規定し、2項で国公立学校で特定の宗教のための宗教教育を行ってはならないと、政教分離を規定する。」というふうに「宗教に関する一般的な教養」という言葉が追加されることとなった。まとめてみると、宗教教育は、国公立学校での特定宗教のための宗教教育が認められないが、私学のほうでは許されている。また現状では宗教団体を母体とする私立学校が正式の宗教教育を行なっている。

宗教教育の内容というと、日本では、五つに分けられている。いわゆる(1)「宗教知識教育(宗教を知識として、文化として教える)」(2)「宗派教育(特定の宗派の教えにそって教える宗教系私立学校で行なわれている)」(3)「宗教的情操教育(宗教の共通の宗教心を教える)」(4)「対宗教安全教育(オウム真理教などを踏まえてカルトや迷信に惑わされない判断力を育てる教育)」(5)「宗教的寛容教育(信仰の有無宗派の相違などで差別や偏見があってはならないように教える)」という。中の「宗派教育」だけは特定の宗教・宗派のためのものであり、ほかは皆異文化理解、国際コミュニケーション、平和に役に立つものだと思われる。

一方、中国では、宗教教育に関して、教育法第八条に「教育は宗教と分離しなければならない」、 民弁教育促進法第四条に「私立教育は教育宗教分離原則を貫くべき」と厳格に規定されている。

A contrastive study on private educational policy between China and Japan ——around Legislation and supervision system

宗教は信仰自由が認められているが、教育の場には入ってはいけないという趣旨。それは、政治的な目的をもつ宗教団体が、国家安全・国民の生命財産安全を脅かすのを防ぐためである。しかしながら、現代ではグローバル化が進み、外国との関係が重要視されるようになった。国によっては宗教が国の文化、法律に大きく関わっている国も少なくないが、そうしたことから、幅広い視野を持つ必要があり、上述日本宗教教育内容の(1)(4)(5)のような、異文化の理解をするための「宗教」知識を深めることが教育の中で必要なのではないかと思われるようになっている。

Ⅱ 法人制度---監督システムの比較

一般に、法人は法律によって認められた法的存在であり、その性格は形式的には法律の規定をもって初めて認められる。健全な法人制度は、私立教育事業の発展に法律上の保障を提供するとともに、私立学校の管理・指導及び監督にも重大な意義をもっている。

日本の場合、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の教育精神に基づいた私立学校法は、私立学校の経営主体の健全性、公共性、自主性を確立するために、特別法人としての学校法人を制度化した。それまでの財団法人制度によっていた場合には、大学そのものが財団法人であることを原則とし、特例として学校の設置を目的とする財団法人が学校を設置するという制度であった。

私立学校法第三条には、「この法律において学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」と規定されている。また同法第二条第三条には「この法律において私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう」と規定され(学校教育法第二条第二項も同一内容)、学校教育法第二条第一項にも、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」と規定されている。即ち現行法上、正規の課程の私立学校を設置することができるのは、学校法人のみに限られているのである。

これに対して、中国の私立教育事業に携わる法人の性格所属は、その他の法人と相違する特殊性がない。中国の法人分類により、「国家機関法人(国家に与えられた権利を有し、国家予算を使用し、権利行使の必要に応じて権利能力を付与された国家機関)」「事業法人(社会の公共利益を目的とし、国家管理及び物質生産以外の社会活動に従事する法人。例えば、文化・教育・研究・メディアなど)」「企業法人」「社団法人」という四種類が挙げられるが、また営利を目的とする法人を「企業法人」、そうでない法人を「非企業法人」と分けている。私立学校法人は営利を目的としない「非企業法人」に属している。前述もしたが、これは「中華人民共和国教育法」また「民弁教育促進法」でも明らかにされている。

日本の学校法人は、私立教育の発展に相応しい優越性を有している。これから、その優越性を、 中国の私立学校法人制度と比べながら、検討していく。

一、学校法人としての資格。

日本学校法人資格の認可ついて、私立学校法第三十一条第一項の規定によれば、所轄庁は学校法人を認可するにあたって、(1)学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか(その要件とは「その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有すること」)、(2)寄付行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか、の二つの条件を中心に審査することになっている。このことに

ついては、学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準⁽⁹⁾により、また施設及び設備については、申請者の財産状況などから見て長期にわたり使用する上で支障がないように、さらに経営に必要な十分の財産が保障できるように、役員については学校法人に相応しい管理体制が整えられるようにと審査する。

一方、中国の「民弁教育促進法」によれば、私立学校を設立する法人として、日本と同じように、学校の設立と運営に必要な施設または資金が要求されている。が、寄付行為については厳格な審査基準は定められていない。日本の「学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」では、非常に詳しく定めており、例えば、校地について、「国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずるものの所有する土地の貸与について、申請時までに議会の議決等がなされており、原則として申請者名義の借地権の設定登記又は開設年度以降二十年以上にわたり使用できる保証のある借用である」と、土地の具体的な使用可能年数まで定めている。また、「大学等の校舎及び設備を年次計画で整備するときは、次の表に掲げる割合を下回らない範囲で、かつ、教育研究に支障のないよう行うとともに、当該計画は、財源の調達時期、支払計画等からみて適切でなければならないこと。」

	全体に対する割合					
	大 学	短期大学	高等専門学校			
開設時まで	四〇%	六〇%	二〇%			
第一年次中	三〇%	四〇%	二〇%			
第二年次中	三〇%		二〇%			
第三年次中			<u></u> 0%			
第四年次中			二〇%			

注:平成十五年文部科学省告示第四十一号 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する 審査基準 より

というふうに、校舎整備の詳しい進み具合まで明らかに定めている。

それに対して、中国「民弁教育促進法施行細則」では、寄付行為について、寄付財産の使用と管理は「中華人民共和国公益事業捐贈法」によると規定されているが、「公益事業捐贈法」は学校法人向けではなく、全ての公益事業寄付行為関係の法規なので、全体的な公益事業への寄付行為基準を規定している。例えば、寄付人の願望以外の目的に使用できないとか、寄付における違法行為などの内容であるが、日本の寄付行為審査基準ほど私立学校の寄付行為について詳細に定めることができない。私立教育事業は公益事業なので、寄付行為は私立学校の生存と発展に重大意義をもっている。詳細な基準により、申請者法人資格の審査が一層効率的になるうえ、寄付財産の所属問題及び使用管理問題の明確化も期待できる。

二、私立学校に対する監督制度

私立学校認可·指導監督事業は適正な私立学校(学校法人)運営を確保し、私学教育の振興を 図っている。ここでは、中国の私立教育の実例を挙げながら、私立学校に対する外部的また内部 的な監督の重要性を説いていく。

南洋教育発展グループは、かつて一度中国私立教育のトップブランドとして知られ、中国最大の私立教育グループでもあった。1993年から、中国各地に投資し、南洋国際学校を10箇所

立法精神及び監督制度からの検討

A contrastive study on private educational policy between China and Japan -around Legislation and supervision system

設立した。洛陽南洋国際学校を例にすると、それは幼稚園、小学校、中学校、高等学校という15 年制一貫教育を行う貴族寄宿学校であった。1995年12月から設立の準備を始め、総投資額は 8000万元にも達した洛陽一として周知されていた。一流の施設設備(学生寮、教師寮、国際基 準のスタジアム、体育館、部活室、学生放送室、カウンセリングオフィス)、一流の教師(高給待 遇によって募集してきた外国人教師を含む優秀教職員陣)を備えたこの一流私立学校は、在校 学生数2万以上(2002年)、学費が年間2万(人民)元(2008年河南省年間平均給料は一人当たり 24816元)という、十数年前、サラリーマンにはとても負担できない豪華学校であった。高額学 費のみならず、学生の入学当初に、教育基金が要求され、数万から十数万元の基金を入学時に 一括的に投入すれば、15年間の学費、生活費などが、全部、或いは一部免除され、また、この基金 が卒業時に全額返還という。例えば、11万元出せば、学費生活費全額免除;9万元の場合、毎年 8000元のみ求められる。が、このトップブランドの私立学校は十年後の2006年1月10日にとう とう倒産に至った。教育基金の募集、またその管理と使用は根本的な原因となる。倒産時に、未 返還教育基金4219万元、教師給料70万元、銀行ローン100万元、未支払商品代金100万元という 巨大金額の債務となった。実際、南洋グループは集めてきた教育基金で学校を設立し、また新し く募集してきた基金で前の基金返還をしたが、2002年以降新入学生数が急激に減少し、その時 まで順調に循環してきた資金チェーンが絶ち、最後余儀なく倒産を宣告した。

この実例は、私立学校設立申請における資格・財産審査、また政府が私立学校運営に対する指 導・監督、さらに外部の諮問・監督が、いかに大切かということを語っている。そもそも学生から 募集した資金によって学校を設立し、運営することは、違法行為であり、そういうことは、設立 申請段階で、日本のような厳密な財産所属、施設・設備などの基準が、厳格に実施されていたら、 さらに、経営過程における学校内外部の監督システムが整っていたら、悲劇的な結果にならな いのであろう。

さて、私立学校に対する監督システムにおいて、中国は日本といったいどう違うか。

- (1)国・地方の指導監督
 - 日本の学校教育法及び私立学校法では、所轄庁の権限として、
 - ①私立学校、学校法人の設置、廃止などの認可(学校教育法第四条、百三十条、百三十四条第二
 - ②学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反した とき、又は六カ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令(学校教育法第十三条)
 - ③法人の解散命令(私立学校法第六十二条)
- ④教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めること(私立学校法第六条) 等が規定されている。これは、適切な学校運営、私学教育を確保するために必要な事業であり、 また組織改正に伴い、公立学校教育との連携もしやすく、より効率的に実施している。こういう 監督行為は、全て関係法令の規定に基づき、公平に行われている。
 - 一方、中国の場合、民弁教育促進法の第六章に教育行政部門及び関係部門の機能として、
 - ①私立学校、学校法人の設置、廃止などの認可
 - ②私立学校の教育事業、又は教師養成に対して指導を行うこと。
 - ③法律により監督機能を果たし、私立学校の教育及び運営について査定し、またその結果を 公表すること

- ④入学案内、広告を審査すること
- ⑤教育を受けるほうの権益が、学校に侵害された場合、関係部門がその苦情を処理すること 等が定められている。
- (2)所轄庁また学校以外の第三者による監督

これは中日私立教育監督システムにおける一番大きな相違点となり、中国私立学校法人制度 の一番欠けているところでもある。日本は教育行政権を執行している私立学校の所轄庁から、 その権益を守り、また監督の役割も果たしている、政府以外の監督組織が設置されている。それ は私立学校審議会(私立大学審議会)である。

まず、教育行政といえば、それは国または公共団体が、立法機関によって規定された教育政策、即ち教育に関する法令を実現化する作用または行為のことをいう。つまり政府が教育事業に対する支配、管理及び監督すること。日本教育基本法第十六条に「教育は、不当な支配に服することなく、……国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行なわれなければならない。」、また第八条では「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」というように、法律面で私立学校の自主性を保障し、所轄庁の権限の縮小及びこの権限の行使に対する私立学校代表者の関与という方法において遂行している。

私立学校法第八条第二項によれば、私立学校設置、設備・授業・その他の事項について法令違反と認めること、また学校の閉鎖などの重大事項について、文部科学大臣また県知事は、私立大学審議会また私立学校審議会などで政令で定めたものに諮問しなければならない、とされている。学校法人に関しては、主に、収益事業の種類の定め、寄付行為の認可、寄付行為の補充、解散自由の認可又は認定、収益事業の停止命令、学校法人の解散認可、組織変更の認可、収容定員超過の是正命令、予算の変更勧告、役員の会計勧告などの事項について、所轄庁は、審議会の意見を聴かなければならないとされている。私立学校審議会は、学校教育法第九十五条の規定により設置され、私立学校の重大事項についての審議並びに私立学校に関する重要事項についての文部科学大臣、県知事に対する建議に関する事務を行なっているものであり、私立学校の法律上の権利と利益、またその自主性を保障し、所轄庁の一方的見解に偏らないようにすると同時に、私立大学を監督することによって、私立大学の健全な発達を図ることを目的とする。ここでは、日本私立学校管理の民主性とその自主性尊重が明らかに現れている。

一方、2002年12月28日に公布された中国民弁教育促進法第五条で「私立学校は国立学校と法律上では平等である。国家は私立学校設立の自主権を保障する」と、初めて法律上で私立学校の地位を認めた。教育行政項目として、第七条第八条では、国務院の教育行政部門が全国の私立学校に対して全体的な計画または総括的な管理を行なううえ、地方の教育部門がその地域の私立教育事業管理役を果たす、という中央から地方への管理システムを明らかにしているが、日本の審議会みたいな第三者諮問または監督機関が設けられていない。それは、中国の私立教育事業はまだまだ未熟のためであるが、今後の発展においては、私立学校の国立学校との平等権益・また自主性を保障する具体策が期待されている。

(3)私立学校内部の監督システム

日本私立学校法により、学校法人に、評議員会を必置機関として設け、予算、借入金、重要な資

立法精神及び監督制度からの検討

A contrastive study on private educational policy between China and Japan -around Legislation and supervision system

産の処分、寄付行為の変更、事業計画など、学校法人の業務運営の重要事項については、理事に おいて評議員の意見を聴かなければ成らないとし(私立学校法第四十二条)、また評議員には、 教員、学校法人の職員、卒業生などを加えて、法人の運営に広く学校関係者の意見を反映させる 方法が取られた。

さらに、役員の定数を、理事五人以上、監事二人以上と定め、管理機関としての理事の選任基 準を明らかにし、校長を必ず理事に加えて法人の運営に関しては教育者の意見が反映するよう にし、役員については、校長及び教員と同様の学校教育法に定める一定の欠格事由を設けたほ か、役員のうち三親等以内の親族が二人以上になってはならないとして、特定の同族による経 営を禁じている。

このように、学校法人は、特にその内部的運営について、さまざまな基準或いは制限が設けら れ、教育事業を行うのに相応しい公共的運営の方法を規定した。また、学校法人の自主性との調 和を図りながら、教育事業の経営ということから必要とされる監督的事項を設けて、制限が加 えられることによって公共性を高めたのである。

こういうふうに学校法人は、自主性の尊重と、公共性の髙揚と、経営主体の健全性とを旨とし て、学校設置者としての法人制度に相応しいものとして考えられているのである。

一方、中国私立学校内部監督組織として、民弁教育促進法第20条では、「理事会或いは取締役 会は設立者またはその代表者、校長(学長)、教職員代表などによって構成され、三分の一以上の 理事或役員は五年以上の教育経験を有すること」と定めてある。

終わりに

今中国私学事業に実在している問題を解決するには、まず、政策面の差別待遇を取り除かな ければならない。それから、全社会の力で教育事業を発展させるのは、13億の人口を有する中 国には、より適切な道だと思われる。日本の「学校法人」制度は、今まで日本の私学教育事業をす ばやく発展させてきたので、現段階の中国私学教育にもふさわしい部分があるはず。それらの 部分を取り出して活用するため、中国私立教育事業の問題解決に役に立つに違いない。今後の 研究方向として、さらに日本「学校法人」制度における財産帰属また税務優遇待遇などの問題に ついての研究を深めていきたいと思う。

注:

- 1. 兼子仁 教育権の理論 p218
- 2. 兼子仁 教育法<法律学全集> p 21
- 3. 兼子仁 教育権の理論 p 189
- 4. 日本学校教育法第五十二条
- 5. 青木宗也 別冊基本法コンメンタール教育法 有倉遼吉編 p 68
- 6. 高等教育のあり方と私学助成 p34 日本私立大学連盟
- 7. 大沢勝 別冊法学セミナー 基本法コンメンタール教育法 有倉遼吉編 p221
- 8. 有倉遼吉 教育基本法 <教育関係法規 II >法律学体系・コンメンタール篇 p 92

9. 平成十五年 文部科学省告示第四十一号

参考文献

- 1.『私立学校法詳説』 福田繁·安嶋彌 玉川大学出版部 1950
- 2. 『教育権の理論』 兼子仁 勁草書房 1976年
- 3.『教育法<法律学全集>』 兼子仁 有斐閣 1963年08月
- 4. 『高等教育のあり方と私学助成』 日本私立大学連盟
- 5. 『教育基本法 <教育関係法規Ⅱ>法律学体系・コンメンタール篇』 有倉遼吉
- 6.『私立大学のマネジメント』 日本私立大学連盟 第一法規出版株式会社 平成6年5月
- 7. 『私立学校の歩み(中 その1)――近代教育の発足と「私学」の位置』 日本史学教育研究所 平成6年3月
- 8. 『私立学校の歩み(中 その2)——形成期における私立小学校』 日本史学教育研究所 平成6年3月
- 9. 『私立学校法講座』 小野元之 学校法人経理研究会 昭和60年8月
- 10. 『現代中国高等教育の成立』 大塚豊 玉川大学出版部 1996年1月
- 11. 『中日米三国高等教育比較研究』 強連慶 ?旦大学出版社 1995年10月

会計規範の一考察一企業会計と税法一

弓 削 忠 史

1. はじめに

周知のように、日本国憲法は、「個人の尊厳の保障」の文脈に基づく「思想および良心の自由」と「表現の自由」等を保障した上で、さらに「学問の自由」を保障しているのは、「研究の自由」等を保障するためにある。それ故に、私は、「研究の自由」等の「本質」となる「真理の探究」が、教育の「質」を高めるためにも、最も重要なものと考えている。

したがって、微力ながら、その「研究の自由」の「本質」となる「真理性」を求めて、精進した成果の一端が、本稿の「会計規範の一考察一企業会計と税法ー」であり、そのあり方は、憲法上の財産権等に基づく「法の支配」の観点から、企業会計と税法等を素材にして会計規範の「あるべき」当為(Sollen)性のあり方を提起している。

そこで、規範の形成とその実現のあり方としては、演繹法的方法と帰納法的方法があるが、その方法として、一般的に前者は、制定法に託することになり、後者は、「事実」・「存在」(Sein)に託すことになるが、周知にように、わが国は三権分立の下で、制定法主義を採用しているために、狭義の意味の制度会計(法的会計)を中心とした会計法規範が重要視され、一定の法理の下に体系化されている。

だが、会計現象は、具体的に企業間等の経済関係現象を前提とすることから、その規範形成のあり方としては、現実の会計現象の中から、「あるべき」会計法規範を確立しなければ、既存の会計法規範との関係で、一定の「乖離」が生じ、会計法規の「あるべき」当為性が形而上化することになる。

そこで、その問題を克服する方法として、一つは、広義の意味の制度会計を重視した、「事実」・「存在」に基づく、会計法規範の確立であり、二つは、企業の経済実体を写像する企業会計を憲法上の財産権等の保障に基づく「法の支配」の観点から捉えるところの、トライアングル体制の諸法規の「あるべき」当為性の「ある」に、企業会計を内質すべき法理である。

特に、前者の「事実」・「存在」に基づく会計法規範等の確立の観点の法理は、制定法主義国家の下では、さまざまな問題を内包することになるが、後者の法理は、従来、制定法の対象・客体とされていた企業会計を、税法の上位規範である憲法上の財産権等の保障に基づく「法の支配」の観点から、トライアングル体制等に関する基本的な問題点が、一定の法理の基に整合化できることになる。

だが、上記のように、わが国は制定法主義を採用しているために、狭義の意味の制度会計(法的会計)を中心とした会計法規範が重要視され、一定の法理を基に体系化されている。

したがって、「我が国には、企業会計制度を支える法令として商法、証券取引法及び法人税の三つがあり」(1)、「このように三つの法令が商法を中心に密接に結びついている日本の会計制度」(2)は、「トライアングル体制」(3)と称されていることから、学説上、「『企業会計原則』を見直し、『日本版概念フレームワーク』を形成するときに、その基本的な視点を利害調整におき、情報提供機能を副次的な視点におかざるを得ない」(4)と称されている。

そこで、新井清光博士は、その問題を克服されるためにか、「企業会計原則が単に証券取引法のための会計基準ではなく、広く我が国の企業会計制度の改善・統一のための経済基準として、また商法、税法などを含む企業会計を支える(べき)会計基準として設定されたことは、それが、その後の我が国企業会計制度の形成のための大きな原動力になったという意味において、また今日のトライアングル体制の中の連結環の役割を果たすようになったという意味において重要な歴史的・制度的意味をもっている」(5)と称されている。

しかし、それは、いかなる規範的な関係に基づく「連結環」であるのであろうか、その規範的なあり方を明確にしないと、結局、企業会計は、現実の法体系性の「枠内」に閉ざされることになる。したがって、学説上、従来型の法体系観を基にされているのか、「会計学は、少なくとも租税(それは、憲法第84条により、厳格な法律のコントロールを受けている)に関する限り、法律により目的を設定された後の計算の技術であるにすぎない。技術が本質を決定することは許されないことである」(6)と称されている。しかし、その「所得」自体は、税法の上位規範である憲法上の財産権の保障の下にある「企業自体の経済活動」、「企業の経済実態」から生じたものであり、正に、それを「内質」することによって、「存在観」のある課税所得の「あるべき」当為性が形成されるものと考える。

そこで、まずは、従来型の法体系のあり方を検討することにしたい。

2.「個人の尊厳」に基づく法体系観

そこで、我が国の法体系論のあり方に多大な影響を与えた、純粋法学者としての高名なケルゼン (Hans Kelsen)は、「国家作用は法創設作用=段階的に進行する規範定立過程である。(中略・引用者)この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範に終始している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって、一次の段階として一実定法的意味における憲法が成立する」(のと称される「根本規範論」等の影響故なのか、わが国では、その根本規範論を素材にして、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

基調的な所説によると、「根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規立するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。(中略・引用者)われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民主権主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理の根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理が考えられる」(8)とか、「自然権を実定代した人権規定は、憲法の中核を構成する『根本規範』であり、この根本規

範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)である」⁽⁹⁾と称されている。しかし、「個人の尊厳の保障」について、「国民主権主義、基本的人権尊重主義、および永久平和主義の三つの原理」⁽¹⁰⁾の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」⁽¹¹⁾とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原理(個人の尊厳の原理)」⁽¹²⁾となる「個人の尊厳の原理」は、いかなる意味を有するのであろうか。

また、法哲学者の井上達夫教授が、「近代人権思想の基礎をなすのは、個の尊厳の理念である」 (13) と称された上で、「人権の尊重が何を要求し、何を禁止するかについて、単純で確定的な解答を与えるものではない」 (14) と称されているのは、極めて形而上的な「理念」の「枠内」で「個の尊厳」を捉えられているが、だが、「個の尊厳」の「理念」は、その「あるべき」当為性に、「個々の人間自体」を「内質」しないと、同教授が、「個の尊厳」の意義として、「人権を真剣にうけとめようとする人々に、何に対して懐疑と批判の姿勢を保持すべきか、何を特別な正当化なしに受容してはならないかを、教えている」 (15) と称されるのは、結局は、「個の尊厳」を「抽象的命題自体」として形而上化するものと考える。

私見は、それらの意味の形而上的なあり方の克服と、新たな「法体系」を構築するために、日本国憲法の「本質」は、具体的な個々の「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利」⁽¹⁶⁾を「個人の尊厳の保障」として捉えることによって、その憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「下位規範」の諸法規に「内質」する法理を基に、税法と企業会計等の基本的な問題を提起したい。

もちろん、そのことは、従来型の基本的な法体系である「法段階構造」(憲法→法律→命令等)を前提として展開しているが、それは、単に、その「法段階構造」を「形式的」、または、根本規範論を基に「仮定的」に展開するのではなく、憲法の「本質」を「内質」することによって、その「法段階構造」のあり方が、「個人の尊厳の保障」の観点を段階的に普遍化し、その文脈の基で財産権等が保障され、それを基に、「企業の経済活動」・「企業の経済実体」を写像する企業会計が、「あるべき」課税所得に「内質」されることになる。

したがって、憲法学者の高橋和之教授が、「『法段階構造』の観点から、上位規範の『執行』は、下位規範との関係ではその根拠をなす、つまり、授権を行う『法定位』であり法創造を含意するものである」⁽¹⁷⁾ (傍点・引用者)と称される、法定位の「法創造」⁽¹⁸⁾は、「個人の尊厳の保障」の「枠内」で許容すべきことになる。それは、企業会計を「内質」すべき「あるべき」当為性を形而上化させないことであり、そこに、「あるべき」法の「本質」のあり方の問題の一端を提起できる。

したがって、「税法の原則」も、当然に、「個人の尊厳」に基づく「税法の原則」として捉えるべきことになる。

3. 税法の原則のあり方について

税法の原則に関する、従来型の基調的な所説によると、「現行租税の基礎原則又は基本理念は、これを外形的・形式的な面と内容的・実質的な面の双方から考察することができる」(19)と称されているが、しかし、そこには、積極的に憲法上の観点から、「税法の原則」を捉えられていない故にか、上記所説は、「租税法の解釈は、究極的には、租税正義の実現に仕えるものでなければならない。ここでいう租税正義というのは、租税全体を貫く租税法の基本理念(中略・引用者)租税法の基本原則といってもよい」(20)と、「租税全体を貫く租税法の基礎原則」(21)を「租税正義」と称

されている。

だが、その「正義」の概念は、「抽象的」故に、「正義という言葉は常に一義的に用いられているわけではない」⁽²²⁾ので、その「正義」の概念の意味は定かではなく、「多元的」に展開されることになり、結局は、「誰が正義とか不正義とか判別することができるのであろうか」⁽²³⁾が問われることになる。

ところが、「正義概念」を「本質的」な観点から展開されるのか、法哲学者の所説によると、「一般の用語法においても正義という概念はかなり多義的に用いられているが、それらすべてを考慮しても、私は、法の理念が正義の観念だけによって充分適切に総括され得るものとは思われない。けれどもそれが法理念の中核的要素を指し示すものであることも否定できない」(24) (傍点・引用者)と、「正義の観念」(25)のあり方を「法理念の中核的要素」(26)と称されるのは、極めて形而上的な「正義」の「本質論」であり、そこが「正義論」に「内質」する普遍的な病現象と考える。それ故に、田中二郎博士が、「租稅法の基本理念は、形式の面と実質の面とを相互に調整しつつ、これを総合したところに成り立つ」(27)と称されているのは、その「形式の面と実質の面」(28)を「総合」(29)する観点から、結局は、「租稅の基本理念」を基に、「稅法の原則」の「租稅法律主義」と「租稅公平主義」等は、形而上化し相対化することになる。

そこで、金子宏名誉教授によると、「租税法の全体を支配する基本原則としては、租税法律主義と租税公平主義の二つをあげることができる」(30)と称された上で、「租税法律主義は、近代法治主義の、租税の賦課・徴収の面における現れである。法治主義とは、権力分立を前提として、公権力の行使を法律の根拠に基づいてのみ認め、それによって国民の『自由と財産』を保障することを目的とする政治原理ないし憲法原理である」(31)と称されているのは、憲法上の観点を問題にされた上で、「税法の原則」を体系化される領聴すべき所説であるが、しかし、それは権力分立を前提とした上での「国民の『自由と財産』を保障する」(32)所説であることから、「税法の原則」の憲法上の観点は「消極的」な観点となるものと考える。そして、「法治主義」について、国民の「自由と財産を保障することを目的とする政治原理ないし憲法原理」(33)と称されているが、しかし、その国民の「自由と財産」(34)は、単に「政治原理ないし憲法原理」(35)ではなく、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく実体法上の問題に帰結すると考える。

ところが、北野弘久名誉教授の「先行研究」によると、「租税法律主義の具体的内容」⁽³⁶⁾を「形式的内容と実質的内容との二つに分けて構成」⁽³⁷⁾された上で、その「租税法律主義の具体的内容を構成する『実質的内容』として」⁽³⁸⁾、「法の下の平等の原則」⁽³⁹⁾と「最低生活保障の原則との二つを抽出するのである」⁽⁴⁰⁾と称されているのは、正に、「租税負担公平原則は租税立法上尊重されるべき重要な原理であり、また実定税法秩序に内在し、また内在すべき重要な原理でもある」⁽⁴¹⁾と称されることになる。

確かに、同名誉教授の「先行研究」で提起されているように、「国民の自由及び権利の保障に関する多くの憲法の規定の中で(中略・引用者)『実質的内容』を構成するにあたって問題としなければならないのは、その第14条と第25条の二つの規定」(42)であり、この「憲法の二つの規定こそ、結論的にいって租税法律主義に新しい特色を与え、その具体的内容を構成する」(43)ことになり、そして、同名誉教授は、その「二つの原則が『実質的内容』を構成することによって、租税法律主義に新しい機能を与える。それは単なる自由権保障の意義をもつばかりでなく、積極的権利保障の意義をもつに至る」(44)と称されているのは、現代の「格差社会」等の基本的な問題に対

処する税法観であり、それは従来の「税法の原則」の「租税法律主義の原則」と「租税公平負担の原則」の「形而上化」と「相対化」を克服する傾聴すべき法理であるが、私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法に「内質」することによって、「税法の原則」等が憲法上の観点から体系化されることになり、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から「租税法律主義」が確立されることになる。そして、「租税公平主義」の観点も、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点から「公平」の問題が提起できることになり、その文脈を前提として、法人税法等のあり方が明確になってくる。

そこで、まずは、企業会計の機能と企業の社会的実在のあり方を上記の法理等を基に検討することにしたい。

4. 企業会計の機能と企業の実在性について

企業会計の機能的な観点について、基調的な所説によると、「利害調整と情報提供という二つの大きな機能」⁽⁴⁵⁾を提起されている。

そこで、前者の利害調整について、「財産・持分をめぐる当事者間で取るか取られるかの利害の線引き(調整)をいう。そのための会計(利害調整会計)では、絶対額が重要であり、一円まで争い得る」(46)と、企業の利害調整のあり方を提起された上で、後者の情報提供の機能性について、「情報提供とは、関係者に情報を知らせるための情報の提供をいう。そのための会計(情報提供会計)では、場合によって絶対額ではなく概数による計算・表示が評され得る。例えば企業の全体像についての情報提供という機能においては、会計と統計と区別がつかないであろう」(47)と、企業会計の「利害調整機能」のあり方を簡潔に要約されている。

だが、「ヒト・モノ・カネ」が有機的に織り成す企業のあり方は、「自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会(中略・引用者)の構成単位たる社会的実在」⁽⁴⁸⁾であり、憲法の「本質」の条項となる。「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」⁽⁴⁹⁾ことを基に、企業会計の機能観は、「法の支配」に基づく、企業の「社会的実在」を前提とした上で展開しないと、その「利害調整機能」と「情報提供機能」は、企業会計が写像する企業の経済実態と乖離することになる。

もちろん、企業は、株主等を中心とした利害関係の下で形成されており、「経営成績や財政状態の算定・表示は当該企業をめぐる経済的資源の配分に大きな影響をおよぼさずにはおかない。会計上の公表利益をベースに課税所得が算出され、また配当金もそれに準拠して決せられる」(50)ので、企業の利害調整機能の意義は許容すべきことになるが、上記のように、企業は、「ヒト・モノ・カネ」が有機的に織り成す企業の「社会的実在」を前提としないと、結局、企業を株主等を中心とした「契約」の束として、その企業の「社会的実在」を利害関係的な観点から、「一面的」かつ、「価値的」に捉えることになる。

そこで、その問題を克服するためには、企業の経済実体を写像すべき企業会計を、憲法の財産 権等の保障の観点から捉えることによって、企業会計を税法等の諸法規に「内質」する法理を確 立することによって、「存在観」のある諸法規が形成されることになる。

したがって、法人税法第74条に基づく確定決算主義は、正に上記法理の確認規定と評すこと になる。

5. 企業会計と確定決算主義について

ところが、学説上、確定決算主義の現実のあり方を前提として、「確定決算主義の背後には、企業会計上の利益を前提として課税所得を算定すれば簡易である(中略・引用者)と同時に、一定程度の客観性を担保することができるという発想が存在したものと思われる。ところが企業会計において実現主義・所得原価主義が適用される(その結果、利益操作が自由に行われる)という不都合が発生したのである(中略・引用者)企業会計に準拠した課税所得算定という確定決算主義の原則が存在したと考えられてきたがゆえに、日本の租税制度は、実現主義を濫用した租税回避に対して無力であった」「51」と称されることからか、「所得について目的(中略・引用者)が手段(中略・引用者)に先行して存在するのであり、先に定義があって、その後に算定方法があるという単純な事実である。決して、(手段が目的を支配するようなかたちで)算定方法が先にあって、その結果として所得が定義されるというものではない。すなわち、租税理論における所得の定義あって、それを前提としてその算定の技術である会計が成立するのである」「52」と称されている。しかし、「所得」自体は、その定義論から形成されるのではなく、税法の上位規範である憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈の「財産権等の保障」の基にある「企業の経済実体」・「企業自体の経済活動」から形成されるのであり、それを基にしてこそ、「存在観」のある課税所得の「あるべき」当為性が形成されることになる。

したがって、企業の経済実体を写像すべき企業会計は、税法の上位規範である憲法の「本質」の文脈の「財産権等の保障」の観点から捉えるべきことになるので、法人税法第22条4項は、企業の経済実体を写像する企業会計を、当該条項の「あるべき」当為性に「内質」する実体法上の「枠組」として位置づけるべき条項であり、それ故に、当該条項は、敢えて、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を規定しているのは、やはり、文理上、「企業会計」を意図した上で、「総則的」に規定したものと考える。

そこで、法人税法第74条によると、「国内法人(清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。)は、各事業年度終了の日の翌日から二ヶ月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。」と規定することから、確定申告は「確定した決算」に基づき行うべきことになる。

したがって税法上の所得計算は確定決算主義(法人税法74条等)により、原則として商法上の利益を基礎として算定される(法人税法22条)。これが商法の税法に対する基準性である。したがって、税法の論理だけで所得計算をすることは困難であり、商法の規制は税法に大きな影響を与える」(53)と称されていることを、新・会社法431条の観点から再考すると、法人税法第22条4項は、企業の経済実体を写像する企業会計を、当該条項の「あるべき」当為性に「内質」する実体法上の「枠組」として、従来よりも法的に強化されたものと考える。つまり、新・会社法第431条は、体系的に「第五章」の「第一節」の「会計原則」として位置づけた上で、「一般に公正妥当と認められる企業会計に従う」と規定することによって、文理上、極めて企業会計を意図することになり、基本的に一定の「企業会計」は、「株式会社の会計」の「あるべき」当為性の重要な実体法上の「枠組」となる。

したがって、それを前提に、法人税法第74条に基づく確定決算主義のあり方を考えると、法 人税法第22条4項は、企業の経済実体を写像する企業会計を、当該条項の「あるべき」当為性に 「内質」する実体法上の「枠組」として位置づけるべき条項として、確定決算主義の意義が強化さ れたものと評することができる。

そこで、学説上、「確定決算主義を従来どおり維持するとしても、それについて、少なくとも法的な観点からは、企業会計原則や国際会計基準を、日本における法人税の課税所得算定の準則として直接的に引き合いに出すことを内容とする原則であると理解すべきではなかろう。(中略・引用者)日本の法人税法は、公正なる会計慣行、商法、法人税法という三段階の所得算定構造を採用している。(トライアングルではない)のであり、会計原則が法人税法上意味を持つとしても、このラインに従って、商法のフィルターを通した上のことである。したがって法人税における課税所得算定が今後どのようになっていくかは、形式的には商法のあり方に依存することになる」「541と称された上で、「そもそも、確定決算主義のような基本的方式がいつまで有効に機能するかという点については、重大な疑問がある。課税所得算定上重要なのは、いかなる方法を採用すれば最も課税理論上望ましいかという観点でなければならない。したがって、商法に依存するという方式自体も、租税法の観点が不都合であればいつでも放棄すべきものである」「551と称されるのは、税法を中心とする法体系観の基では、その法理は傾聴すべきことになるが、しかし、上記のように、企業の経済実体を写像すべき企業会計は、税法の上位規範である憲法の「本質」の文脈である「財産権等の保障」の基にあることから、当然に、税法は、企業の経済実体を写像する企業会計を「内質」すべきものと考える。

したがって、新·会社法第431条は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」と 規定したことは、従来よりも確定決算主義の意義を強化するものと考える。

6. 会計の「三重構造」のあり方について

上記学説の三段階の所得算定構造のあり方を具体的に体系化されている基調的な所説によ ると、「法人税法第22条4項は、法人の収益・費用等の額は『一般に公正妥当と認められる会計処 理の基準』に従って計算されるべき旨を定めている。この規定は、昭和42年に、法人税法の簡素 化の一環として設けられたもので、法人所得の計算が原則として企業利益の算定の技術であ る企業会計に準拠して行われるべきこと(「企業会計準拠主義」)」(56)を前提に、「法人の利益と 法人の所得とが共通の観念であるため、法人税法は、二重の手間を避ける意味で、企業会計準拠 主義を採用したのである。なお、この規定と、①会社法431条の『株式会社の会計は、一般に公正 妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」という規定(中略・引用者)ならびに、② 法人税法第74条1項の確定申告は『確定した決算』に基づき行うべき旨の規定を総合して見る と、わが国の法人税法は、企業所得の計算についてはまず基底に企業会計があり、その上にそれ を基礎として商法の企業規定があり、さらにその上に租税会計がある、という意味での『会計の 三重構造』を前提としている、と解してよいであろう」(57)と、一定の税法等の体系上の観点から 「企業会計」等のあり方を「基底」として展開されている。その上で、同所説は、「『一般に公正妥当 と認められる会計処理の基準』というのは(中略、引用者)一般社会通念に照らして公正で妥当 であると評価される会計処理の基準を意味する」(68)と称された上で、「客観的な規範性をもつ 公正妥当な会計処理の基準といいかえてもよい」(59)と称されているが、しかし、当該法人税第 22条4項の「一般に公正妥当と認められている会計処理の基準」自体の内容が定かでないこと からか、憲法上の財産権等の保障の観点を基に、その条項の内容を明確にしたいと、結局、一定 の機関に法の創造を託することになり、その会計の「三重構造」論の基本的なあり方は、法治主 義原理に基づく法の予測性に拮抗することになる。

したがって、それは、「租税法律主義」等のあり方の問題に帰結することになり、当該条項の行 為規範、裁判規範としての機能性が問われることになる。

そこで、その問題を克服するために、上記の法理を基に、企業会計は、税法の上位規範である憲法上の財産権等の保障の観点から捉えることによって、法人税法第22条4項は、企業の経済実体を写像する企業会計を、その条項の「あるべき」当為性に「内質」する実体法の「枠組」として位置づけるべき条項であり、それ故に、当該条項は、敢えて、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(傍点・引用者)と、文理上、「企業会計」を意同することで、「総則的」に規定している。そして、上記の文脈上の意義を意同されたのか、新・会社法第431条は、「総則的」な観点から、体系的に「第五章」の「第一節」の「会計原則」として位置づけ、文理上、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」(傍点・引用者)と規定することによって、当該条項の「あるべき」当為性に企業会計を「内質」する法理を許容したものと考える。

もちろん、新・会社法第431条について、学説上、「平成17年改正商法第32条が「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」としていたものを会社法に取り入れたものである」⁽⁶⁰⁾とか、「法改正の趣旨ということでいえば、基本的には変更はない」⁽⁶¹⁾と評されている。

そこで、「法改正の趣旨ということでいえば、基本的には変更はない」「62」と評すると、新会社法第431条は、改正前商法第32条2項と同様な観点から解釈すべきことになる。しかし、上記のように、新・会社法第431条の「総則的」な体系的な位置づけと、「一般に公正妥当を認められる企業会計の慣行に従う」と規定する「文理構造」等の観点から、はたして、上記所説のように、新・会社法第431条は、平成17年改正前商法第32条2項を「会社法に取り入れたものである」「63」とか、「法改正の趣旨ということでいえば、基本的には変更はない」「64」と評することができるのであろうか。そのことは、結局、新・会社法第431条の文理形態等の規範的なあり方の認識性が問われることになる。

したがって、立案担当者が、「会社法第431条は、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う』旨を規定している。これは、現行商法第32条2項(商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ)に代わる株式会社の会計の原則に関する規定である」(65)と称された上で、当該新・会社法の「規定の表現の変更」の関して、「第一に、『斟酌』を『従う』と、より強い表現に変更している。もっとも、現行商法における『斟酌』という用語は、微妙な表現であったものの、企業会計の慣行に従わない会計処理を容認することまでを意味するものではなかったため、このような用語の変更によって、実質的な規定内容が変わるものではないと考えられる」(66)と称されているが、そうすると、法治主義原理の観点から、はたして、「斟酌」と「従う」は、いかなる根拠で、「実質的な規定内容が変わるものでない」(67)と評されるのであろうか、また、「第二に、現行法においては『規定の解釈』に関する規定とされていたものを『株式会社の会計』に関する規定に変更している。現行法の下でも、商法に規定のあるものに限らず、商法に規定がない事項についても(あるいは、規定がない事項こそ)会計慣行を斟酌しなければならないという意味に解釈されていたところであるので、実質的には変わるところはないと考えられる」(68)と、改正前商法第32条2項の「解釈補完規定」と新会社法第431条の「株式会社の会計」の意味を、いかなる根拠を基に、「実質的には変わるところはないと

考えられる」のであろうか、法治主義原理に基づく法の解釈の基本的なあり方が問われること になる。

7. おわりに

従来型の法体系論によると、多分、経済実体を写像する企業会計は、法的会計の資料として位置づけられていた。それ故にか、控訴審判決によると、「企業会計原則は、上場企業において適用されることを前提としているが、啓蒙的な原理学説を含むものであって、大企業であっても、必ずしも企業会計原則どおり財務諸表を作成しているわけでない」(69)と指摘された上で、結局、「企業会計原則には、法的な拘束力はないものというべきである」(70)と判示しているが、私見は、上記のように、企業の経済実体を写像すべき企業会計は、税法の上位規範である憲法の「本質」の文脈の「財産権等の保障」の観点から捉えることによって、企業会計を税法の諸法規に「内質」する法理を確立することによって、「存在観」のある諸法規が形成されることになる。そして、そのことは、「税法」と「企業会計」のあり方を素材にした法の「本質」の問題提起であり、それは、正に上記の規範形成のあり方の問題に帰結することになる。換言すると、「あるべき」当為性の問題に帰結することになる。つまり、それは、企業会計と、それに関する「あるべき」制定法の当為性の問題である。

そこで、私見は、上記のように、憲法の「本質」の文脈である「財産権等の保障」の観点から、企業の経済実体を写像する企業会計を制定法の「あるべき」当為性に「内質」する法理を提起することによって、法の「本質」のあり方の一端を提起している。

注

- (1) 新井清光・白鳥庄之助「日本における会計の法律的及び概念フレームワーク」『JICPA』第 435号、1991年、29頁。
- (2)新井·白鳥·前掲注(1)29頁。
- (3)新井·白鳥·前掲注(1)29頁。
- (4)広瀬義州「『企業会計原則』の見直しに伴う課題」『商事法務』第1446号、1997年、7頁。
- (5)新井清光「企業会計制度小論-会計学の視点から(三)-」『企業会計』第50巻第5号、1998年、 25頁。
- (6)中里実「所得課税における時価主義」『税研』第89号、2000年、44頁。
- (7)ハンス・ケルゼン著・清宮四郎訳『一般国家学』岩波書店、1971年、415-416頁。
- (8)清宮四郎『憲法 I (第3版)』有斐閣、1981年、33頁。
- (9) 芦部信喜著/高橋和之補訂『憲法(第3版)』岩波書店、2002年、10頁。
- (10)清宮·前掲注(8)33頁。
- (11)清宮·前掲注(8)33頁。
- (12) 芦部信喜著/高橋和之補訂·前揭注(9)10頁。
- (13) 井上達夫 『法という企て』東京大学出版会、2003年、207-208頁。
- (14) 井上・前掲注(13) 208頁。
- (15)井上·前掲注(13)208頁。
- (16) 伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、177頁。

- (17)高橋和之『現代立憲主義の制度構想』有斐閣、2006年、12頁。
- (18)高橋·前掲注(17)12頁。
- (19)田中二郎『租税法(第3版)』有斐閣、1990年、80-81頁。
- (20)田中·前掲注(19)124頁。
- (21)田中·前掲注(19)124頁。
- (22)加藤新平『法哲学概論』有斐閣、1976年、438頁。
- (23) 鶴義幸『租税法律主義のドラマトウギー』税法学416号、1985年、11頁。
- (24)加藤新平「法の目的」尾高朝雄・峯村光郎・加藤新平編『法哲学講座第一巻』有斐閣、1963年、 63頁。
- (25)加藤·前掲注(24)63頁。
- (26)加藤·前掲注(24)63頁。
- (27)田中·前掲注(19)124頁。
- (28)田中·前掲注(19)124頁。
- (29)田中·前掲注(19)124頁。
- (30)金子宏『租税法(第12版)』弘文堂、2007年、65頁。
- (31)金子·前掲注(30)65頁。
- (32) 金子·前揭注(30) 65頁。
- (33)金子·前掲注(30)65頁。
- (34)金子·前揭注(30)65頁。
- (35)金子·前揭注(30)65頁。
- (36) 北野弘久「租税法律主義の具体的内容の構成と展開」税法学71号、1956年、2頁。
- (37) 北野·前掲注(36) 2頁。
- (38) 北野·前掲注(36) 4頁。
- (39) 北野·前掲注(36) 4頁。
- (40) 北野·前掲注(36) 4頁。
- (41) 北野·前掲注(36) 140頁。
- (42) 北野·前揭注(36) 3-4頁。
- (43) 北野·前揭注(36) 4頁。
- (44) 北野·前掲注(36) 5頁。
- (45)安藤英義「会計の機能と会計制度」『企業会計』第48巻第5号、1996年、17頁。
- (46)安藤·前掲注(45)17頁。
- (47)安藤·前掲注(45)17頁。
- (48)最大判昭45.6.24民集、24-6-625頁。
- (49)最大判昭45·6·24民集、24-6-625頁。
- (50) 星野一郎「企業と債権者の利害調整における企業会計の役割」『會計』第165巻第4号、2004年。18頁
- (51)中里実・前掲注(6)43-44頁。
- (52)中里実・前掲注(6)40-41頁。
- (53) 岸田雅雄「わが国企業会計法の基本問題」『商事法務』1443号、1996年、12頁。

- (54)中里実·前掲注(6)42-43頁。
- (55)中里実・前掲注(6)43頁。
- (56) 金子·前掲注(30) 249頁。
- (57)金子·前掲注(56)249-250頁。
- (58) 金子·前掲注(56) 250頁。
- (59)金子·前揭注(56)250頁。
- (60) 弥永真生「会社の計算」『ジュリスト』1295号、2005年、85頁。
- (61)神田秀樹「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行・商法第32条2項との比較」・「新会 社法と企業会計上の諸問題(座談会)」『新会社法詳解』中央経済社、2005年、121頁。
- (62)神田·前揭注(61)121頁。
- (63) 弥永·前揭注(60) 85頁。
- (64)神田·前掲注(61)121頁。
- (65)相澤哲・岩崎友彦「株式会社の計算等」・相澤哲編「新・会社法の解説」『別冊商事法務』295号、2006年、122頁。
- (66)相澤·岩崎·前掲注(64)122頁。
- (67)相澤·岩崎·前掲注(64)122頁。
- (68)相澤·岩崎·前掲注(64)122頁。
- (69) 東京高判平成7年9月28日 『判例時報』1552号、1996年、133頁。
- (70)東京高判·前掲注(69)133頁。